

日本におけるカーボン市場と排出量取引:

グリーン トランスフォーメーション (GX)の推進



01. 序論

5-8 ページ

- 1.1 背景
- 1.2 日本の気候目標 (NDC) と排出プロファイル

02. 日本のグリーントランスフォーメーション (GX) と排出量取引制度 (ETS)

9-14 ページ

- 2.1 GX戦略の設計
- 2.2 GXリーグ: 日本企業の脱炭素化への参画
- 2.3 GX-ETSコンプライアンス市場への移行

03. 二国間クレジット制度 (JCM) とパリ協定6条

15-24 ページ

- 3.1 JCMの概要
- 3.2 JCMの概要
- 3.3 JCMパートナー国
- 3.4 ガバナンス体制: 各主体の役割
- 3.5 JCMプロジェクト・サイクル (計画立案からクレジット発行まで)
- 3.6 JCMと6条: 実務における「整合性」の意味
- 3.7 JCM 方法論および MRV
- 3.8 JCMのインパクトの拡大と強化

04. J-クレジット制度

25-29 ページ

- 4.1 J-クレジット制度の概要
- 4.2 J-クレジット供給動向
- 4.3 J-クレジット需要動向
- 4.4 供給構造とその要因
- 4.5 十全性
- 4.6 価格動向: 自主利用からGX-ETSでの活用へ

05. 将来シナリオと今後の展開

30-33 ページ

06. 結論

34-35 ページ

1999年の設立以来、IETAは意欲的な市場メカニズムに基づく気候変動対策およびネットゼロの実現に向けた取り組みにおいて、ビジネス界を代表する主要な発信主体として活動してきた。IETAは、環境的に堅牢で、公平かつ透明性が高く、効率的で説明責任を備え、国境を越えて整合的に機能する排出削減および吸収のための取引制度の推進を提唱している。300を超える国際的な主要機関を代表するIETAは、温室効果ガス排出量を最小コストで削減しつつ、信頼性の高いネットゼロへの道筋を構築するための国際的な政策および市場枠組みの策定において、信頼されるパートナーである。詳細は WWW.IETA.ORG を参照されたい。なお、寄稿者の見解は各自のものであり、IETAは本報告書全体の内容を支持するものではない。

エグゼクティブサマリー

日本は世界有数の経済大国であり、国際的な気候変動分野における重要なリーダーである。日本は、自主的な排出量取引およびカーボン市場への関与に長い歴史を有しており、その中には二国間クレジット制度(JCM)の早期創設や、パリ協定6条の推進に対する継続的なコミットメントが含まれる。

GX-ETSは、日本のカーボン市場を経済全体へ拡大し、排出削減を推進する大きな一歩である。

日本は、10年以上にわたる企業の自主的な取組を基盤として、2023年にGXリーグを立ち上げた。日本政府の主導の下で設けられたGXリーグは、参加企業が自主的に温室効果ガス排出量の削減および報告を行う制度である。また、GXリーグは、GX排出量取引制度(GX-ETSフェーズ1)の試行を通じて、国内のコンプライアンス市場の形成に向けた基盤を整える役割も果たした。さらに、同制度が2026年4月に義務的フェーズへ移行することは、日本の国内気候政策にとって大きな前進を意味する。

日本のGX-ETSは、主要産業部門全体で国全体の排出量の約60パーセント(6億トンCO₂e)をカバーする予定であり、世界最大級の排出量取引制度となる。政府が排出枠を交付するコンプライアンス市場であり、上下の価格帯も設定される方向である。GX-ETSは、日本が国別削減目標(NDC)を達成するために、国内経済全体で大幅な排出削減を促すものと期待されている。GX-ETSの対象事業者は、制度上のコンプライアンスコストを低減するため、国内のJ-クレジットと国際的なJCMクレジットの2種類のカーボンクレジットを、一定程度までオフセットとして使用することが認められる。これにより、日本は国際的にも6条クレジットの主要な調達国の一つとなる可能性が高い。

この需要に応えるためには、高い十全性を満たすJクレジットとJCMクレジットの供給を拡大すること

が急務となっている。このためには、各種プロセスの効率化、二国間の6条交渉の推進、方法論の強化、そして民間部門の参加を後押しするための着実な取組が求められる。

本稿は、IETAの日本ワーキンググループによって作成されたものであり、日本の自主的市場およびコンプライアンス市場の歴史、現状、そして将来の展望を包括的に考察することを目的としている。本稿の内容は、国内外の企業関係者、投資家、カーボン市場の専門家、政策アドバイザーから得られた知見に基づいている。

本報告書は、日本において堅牢かつ効果的に機能するカーボン市場が創設されるための主要な検討課題についても示している。これには、GX-ETSにおける排出枠の繰越(バンキング)に関するルール、価格安定化メカニズム、排出枠の配分方法の検討に加え、JCMの供給拡大や、効果的にカーボン市場を拡大するための方策の考察が含まれる。

IETAとその会員は、日本がカーボン市場を牽引し、継続的な取り組みを続けることに敬意を表しており、信頼性が高く適切に機能するGX-ETSの構築に向けて、微力ながら支援ができることを願っている。

GX-ETSは、日本のカーボン市場を経済全体へ拡大し、排出削減を推進する大きな一歩である。



01 序論



日本は現在、気候変動対策において新たな段階へと移行しつつあり、自主的な取組から法的拘束力を伴うカーボン市場へと舵を切っている。国際的なカーボンメカニズムおよび国内施策におけるこれまでの経験を基盤として、脱炭素化を経済成長およびエネルギー安全保障と整合させることを目的としたグリーントランスフォーメーション(GX)戦略を推進している。この転換の中核となるのが、2026年度から導入されるカーボンプライシングであり、すでに試行が開始されているGX排出量取引制度(GX-ETS)の本格的な義務化運用を軸としている。

1.1 背景

日本は長年にわたり、カーボン市場の分野で国際的に先導的役割を果たしてきた。1997年の京都議定書採択のホスト国となったこと、クリーン開発メカニズム(CDM)への積極的な参加、2013年にモンゴルとの間で初の二国間クレジット制度(JCM)協定を締結し、その後30か国以上と協力関係を構築してきたことなど、日本は数十年にわたり国際的な排出量取引の形成に寄与してきた。現在、日本は国内コンプライアンス市場を創設するとともに、JCMを通じてパリ協定6条の下での国際協力を一層深化させようとしている。

日本は2026年4月に、初めて法的拘束力のあるキャップ・アンド・トレード制度であるGX排出量取引制度(GX-ETS)を導入した。これにより、日本は長年にわたりカーボン市場に関与してきた歴史において、新たな重要な一歩を踏み出した。

その規模、目標水準の高さ、そして制度としての重要性から、GX-ETSは国際的にも大きな関心を集めている。主要産業部門全体で国全体の排出量のおよそ60パーセント(約6億トンCO₂e)を対象とするGX-ETSは、日本(GX)を進める上で重要な役割を担うことになる。また、JCMを通じた国際的な協業により、パリ協定6条の下での国際市場の形成や、世界各地での脱炭素化の取り組みにおいても重要な役割を果たすことが期待される。GX-ETSが導入された今、この取り組みが国内外の関係者にとってどのような意味を持つのかを分析するために、少しでもお役に立てれば幸甚である。

本稿は、新たに創設されたGX-ETSと、そのオフセット手段であるJ-クレジットおよびJCMについて、包括的な概要を提示することも目的としている。また、GX-ETSの将来的な展開に関する複数のシナリオを示すとともに、主要な論点を整理し、今後の検討課題についても触れてみたい。

IETAとしては、本稿を通じて、環境と経済の両立および持続可能な開発という二つの目標を実現し得る、十全性に配慮した、信頼性と効率性を備えた市場の構築の一助になれば幸いである。

謝辞

本稿は、IETAの国際政策担当・APACリード(アジア太平洋地域主管)であるBjörn Fondén、およびIETA日本代表の木戸学が主宰し、三井物産戦略研究所の本郷尚と住友商事株式会社の井筒沙美が共同議長を務めるJapan Working Groupによって取りまとめられたものである。

本稿は、50を超えるIETA会員およびJapan Working Groupの参加者による幅広い議論を経て作成されたものであり、多様な専門家・実務家から寄せられた貴重な知見と提言を反映している。一方、最終的な内容は、いかなる個別会員の見解を示すものでもなく、その責任および説明はIETAのみに帰属する。

とりわけ、本稿の作成に多大な時間と労力を割いて貢献した各章の主筆の方々に、心よりの謝辞を送りたい(順不同)。

- ・ 大河原次郎(前 ACT Group)
- ・ 森嶋隆志(前 IETA 日本代表)
- ・ 親松昌幸(株式会社日立製作所)
- ・ 内藤秀治(住友商事株式会社)

引用方法(Suggested citation): B. Fondén, M. Kido, J. Ogahara, T. Morishima, M. Oyamatsu, S. Naito, T. Hongo, S. Isutzu. 2026. Carbon Markets & Emissions Trading in Japan: Unleashing the Green Transformation (GX). IETA, Tokyo, Japan.



1.2 日本の気候目標(NDC)と排出プロフィール

日本は現在、世界第4位の経済規模を有するとともに、温室効果ガス排出量でも世界上位10か国の一つであり、年間排出量は10億トンCO₂Eを超え、2024年時点で世界全体のCO₂排出量の2.0パーセントを占めている。¹⁾

成熟した産業国家であるとともに、大規模な製造業基盤を有する日本の排出プロフィールは、電力供給、輸送活動、鉄鋼、化学、セメントなどのエネルギー多消費型産業の規模を反映したものとなっている。

2023年度において、日本の温室効果ガス総排出量のうち二酸化炭素(CO₂)が占める割合は92.3パーセントであった。電力・熱の配分前ベースでみると、同年度において、発電などのエネルギー転換部門が国全体の排出量の約40パーセントを占め、これに産業部門が25パーセント、運輸部門が19パーセントで続いている。²⁾

2023年における日本の一次エネルギー供給のうち、化石燃料が占める割合は80.7パーセントであ

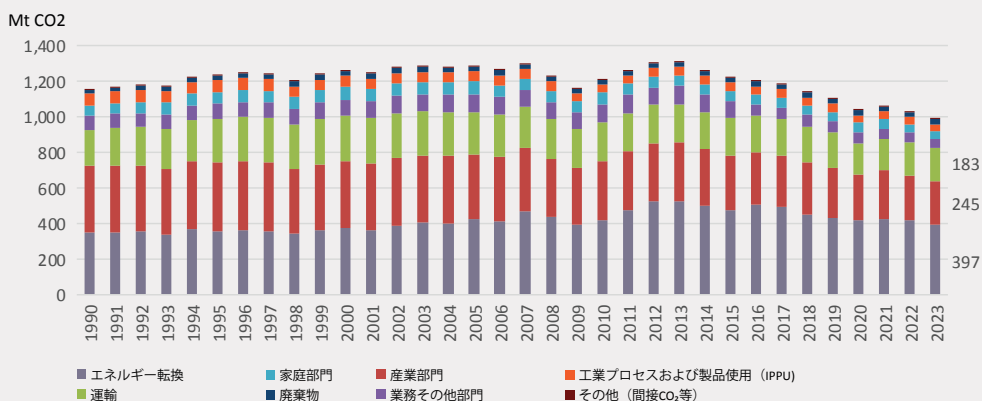
り、その97.0パーセントを輸入に依存している。原子力は4.1パーセント、また水力を含む再生可能エネルギーは15.1パーセントを占めている。³⁾

日本のエネルギー供給構成は、多くの原子炉の長期的停止につながった2011年の東日本大震災の影響を大きく受けている。原子炉再開が困難な状況下、十分な電力供給を確保しつつ排出削減を進めるため、国のエネルギー政策は、省エネルギーの一層の推進、石炭からガスへの燃料転換、そして再生可能エネルギーの活用を重視してきた。

2025年2月に発表され、日本の長期的なエネルギー戦略のベースとなる第7次エネルギー基本計画⁴⁾では、火力発電の比率を2023年の70パーセ

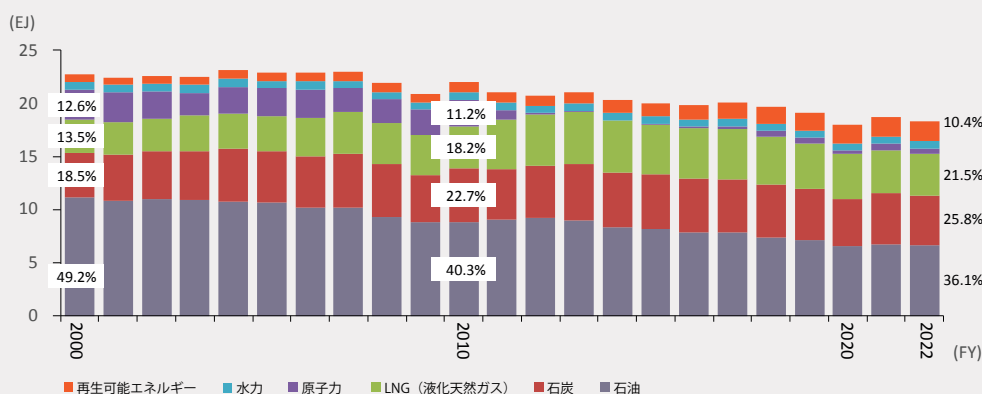
日本の産業構成とエネルギーミックスが、排出規模を規定し、今後の課題にも影響を与えている。

図1:日本の部門別CO₂排出量*



*出所にて作成(国立環境研究所(NIES)データに基づく(<http://www.nies.go.jp/gio/archive/ghgdata/index.html>))

図2:日本の一次エネルギー供給*



*資源エネルギー庁(ANRE)データに基づく(http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/)

**2040 年度までに
温室効果ガス排出量を
73 パーセント削減**

ントから 2040 年には 30~40 パーセントまで引き下げるとともに、原子力を 8.5 パーセントから 20 パーセントへ引き上げ、さらに再生可能エネルギーも 23 パーセントから 40~50 パーセントへ拡大することを目標としている。

これらの目標を達成するには、いくつかの課題が存在する。原子力については、既存炉の再稼働と新增の双方が必要となるものの、国内にはまだ異論が残る。太陽光の導入拡大や洋上風力の拡大には大きな潜在力がある一方、その規模は依然として限定的であり、用地不足、環境への影響、系統接続等が制約要因となっている。

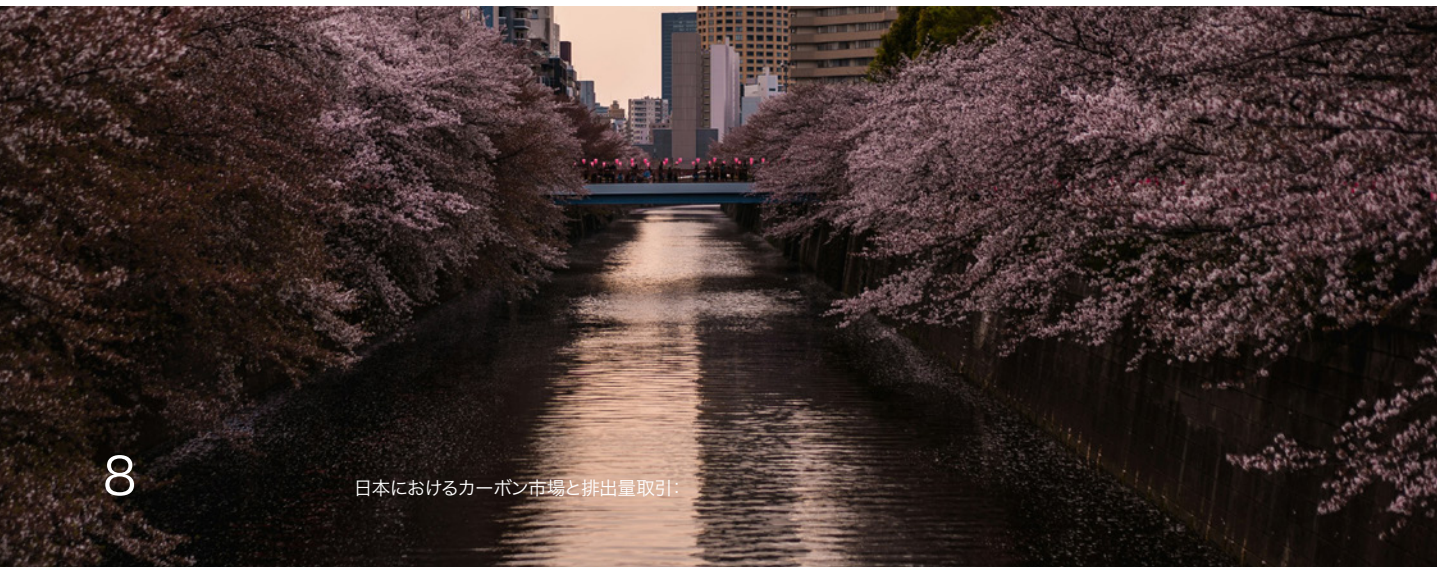
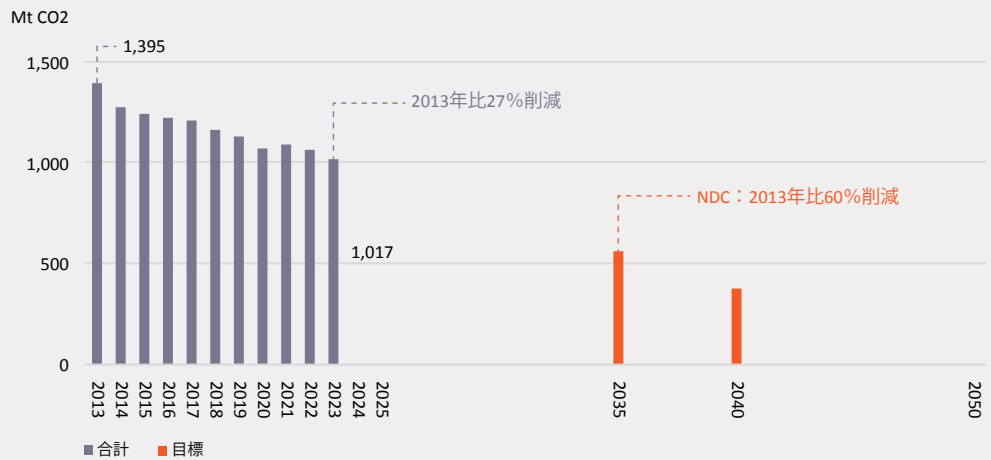
日本が 2025 年に提出した新たな国別削減目標(NDC)において、日本は 2013 年度比で 2035 年度までに温室効果ガス排出量を 60 パーセント、2040 年度までに 73 パーセント削減することをコミットしている。⁵ これは、2013 年度時点での年間排出量である 13 億 9,500 万トン CO₂e を、2035 年度には 5 億 6,000 万トン、2040 年度には 3 億 8,000 万トンへと削減することを意味する。

日本は、JCM を通じた国際的な排出削減も自国の NDC 達成に利用する方針であり、官民連携の下、JCM を活用することで、2030 年度までに累計約 1 億トン、2040 年度までに 2 億トンの二酸化炭素排出削減を目指している。

2023 年度時点で、日本の温室効果ガス排出量は 10 億 1,700 万トンまで減少し、基準年比で 27 パーセントの削減となった。国内に排出量取引制度(ETS)を導入しない中でこの削減量を達成した事実は、日本が NDC の達成に向けてこれまで概ね順調に進んできたことを示している。ただし、年平均 2.5 パーセント超の削減は大きな成果である一方、2035 年度までに NDC 目標を満たすためには、残り 33 パーセントの削減を実現する必要があり、そのためには年平均 2.8 パーセントまで削減ペースを高めることが求められる。

このことは、日本の脱炭素化への意欲と、今後直面する課題の大きさを示している。こうした状況の下で導入される法的拘束力のある市場メカニズムである GX-ETS は、日本の気候目標の達成を支援するため、JCM や J-クレジットによるプロジェクト型の排出削減と並んで、重要な役割を担うことになる。

図3:日本の温室効果ガス排出削減およびNDC目標*



02

日本のグリーントランスフォー メーション(GX)と排出量 取引制度(ETS)

日本のグリーントランスフォーメーション(GX)戦略は、脱炭素化を経済成長およびエネルギー安全保障と統合的に推進することを目的としている。その実現手段の一つが、成長志向型カーボンプライシングの考え方である。具体的には、GXの推進に向けて政府は約20兆円規模のGX経済移行債を発行し、これを呼び水として、今後10年間で官民合わせて150兆円規模の投資を誘発することを目指している。また、本戦略では、すでに試行が開始されているGX排出量取引制度(GX-ETS)を中核として、2026年度からカーボンプライシングを導入することが掲げられている。

2.1 GX戦略の設計

2022年2月のロシアによるウクライナへの全面侵攻以降、エネルギー安全保障の確保は世界各国にとって一層重要な優先課題となっている。こうした状況を受け、日本政府は2023年2月の閣議において、「グリーントランスフォーメーション(GX)実現に向けた基本方針」を決定し⁶、脱炭素化、安定的なエネルギー供給、経済成長を同時に達成することを目指すGXの推進を掲げた。さらに政府は、2025年5月にGX推進法およびGX

日本のGX戦略は、気候政策、経済成長、エネルギー安全保障に包括的に配慮したものとなっている。

脱炭素電源法を成立させ、「成長志向型カーボンプライシング構想」などの新たな政策を制度化した。2025年10月に発足した高市政権も、GX-ETSを含むGX戦略の基本方針を継承している。

これらの政策を実行に移すため、2023年7月には「GX推進戦略」が閣議決定された。⁷ GX戦略は、気候変動対策を産業競争力と結び付けること⁸、エネルギー安全保障、経済成長、大幅な排出削減の三つを同時に実現することを目指している。今後10年間で、水素、自動車・蓄電池産業、次世代型原子炉、CCS技術といった分野に⁹、150兆円(約0.95兆米ドル)を超える投資が行われる見通しであり、こうした投資が日本の脱炭素化を加速させるとともに、技術革新を促し、新たな雇用機会の創出にもつながることが期待されている。

2023年に制定されたGX推進法は、GX戦略を国家政策として正式に位置付けるとともに、その中には「GX経済移行債」を含む新たな金融手段¹⁰が盛り込まれている。約20兆円(約0.13兆米ドル)規模のGX経済移行債は、2023年度からの10年間に発行が予定されており、調達された資金を活用することで、エネルギー部門や素材産業において脱炭素化に

資する革新的技術の開発や設備投資を、収益性の向上を犠牲にすることなく推進することが期待されている

GX経済移行債は、「化石燃料賦課金」および「特定事業者拠出金」により、2050年度までに償還される予定である。2028年度からは、化石燃料輸入事業者等に対し、化石燃料に由来するCO₂排出量に応じて化石燃料賦課金が課されることになる。さらに2033年度からは、発電事業者に対してCO₂排出枠が割り当てられ、その一部はオークションを通じて有償で取得する仕組みとなり、割り当て量に基づいて特定事業者拠出金が徴収される。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構(GX推進機構)は2024年7月に業務を開始し、資金管理、排出量取引制度(ETS)の運営監督、金融スキームの透明性確保、長期的な温室効果ガス削減目標に向けた進捗管理、そして賦課金の徴収を担っている。¹¹ 日本のアプローチは、厳格な規制を導入する前にグリーンイノベーションへの支援を優先するものであり、国際競争力を有する産業の育成を目指している。GX-ETSと化石燃料輸入事業者への賦課金は、経済への悪影響を最小限に抑えるため、段階的かつ慎重に制度化されることとなっている。s.

表1 分野別投資戦略(目標および施策案)¹²

カテゴリー		官民投資額(兆円)	GX債を通じた主な投資促進施策
製造業	鉄鋼	3~	プロセス転換に向けた設備投資の支援
	化学	3~	
	紙・パルプ	1~	
	セメント	1~	
輸送	自動車	34~	電気自動車等の導入支援
	蓄電池	7~	生産設備投資および定置用蓄電池の導入支援
	航空機	4~	次世代航空機に向けた中核技術の開発
	SAF	1~	SAFの生産およびサプライチェーン構築の支援
	船舶	3~	ゼロエミッション船の生産設備導入支援
生活関連等	生活	14~	住宅の断熱改修(窓断熱等)の支援
	資源循環	2~	循環型ビジネスモデル構築の支援
	半導体	12~	半導体およびチップ製造に関する生産設備投資の支援
エネルギー	水素・アンモニア・合成メタン等	7~	既存燃料との価格差の縮小に向けた支援
	次世代再生可能エネルギー	31~	サプライチェーン構築の支援
	原子力	1~	次世代革新炉の開発および建設
	CCS	4~	CCSバリューチェーン構築の支援

2.2 GXリーグ:日本企業の脱炭素化への参画

GX リーグは、経済産業省により 2022 年に立ち上げられ、2023 年に制度運用が開始されたものであり、日本のグリーン・トランスフォーメーションを主導する企業が自主的に参加する協働プラットフォームとして機能している。¹³ GX リーグは、産業界、政府、アカデミアの間での脱炭素化に向けた連携を推進している。参加企業数は、2022 年 4 月の 440 社から 2024 年 3 月には 747 社へと増加し、日本全体の CO₂ 排出量の 50%超を占める規模にまで達した。¹⁴

GX リーグの活動の重点は、主に次の二つであった。:

- ・ 自主的な GX-ETS への参加:参加企業が自ら目標を設定した上で、GX 投資、温室効果ガス削減、情報開示を実践。
- ・ ルール形成:将来のビジネス機会を踏まえつつ、新たな市場を創出するために官民が協働してルール形成を促進。

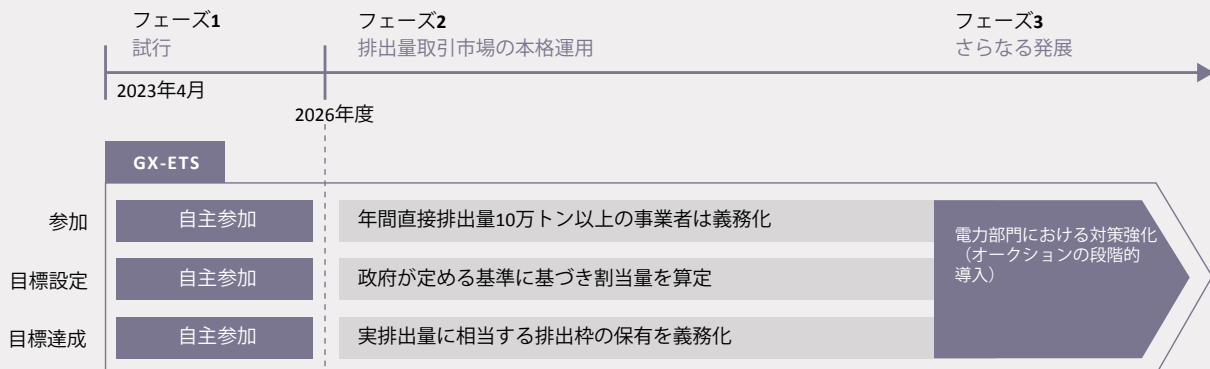
GX-ETS の第1フェーズ(2023 年 4 月~2026 年 3 月)は、今後予定される法的拘束力のある取引制度に向けて、企業が準備を行うための試行期間であった。参加は任意であり、各企業が自ら排出削減目標を設定した。この自主的フェーズは、短期的な削減よりも合意形成と能力構築を優先し、2026 年 4 月から開始される第2フェーズへの円滑な移行を図ることを目的としていた。

GX リーグは発足以来、GX-ETS の任意参加の前段階として機能し、企業の温室効果ガス排出量報告の精度向上や市場メカニズムへの理解促進に寄与してきた。参加企業は、着実に排出削減を行った結果を自主的に報告するとともに、J-クレジットの活用も拡大してきた。こうした経験は、法的拘束力のある GX-ETS への円滑な移行に必要な制度面およびデータ面の基盤整備に貢献した。

国内の GX リーグへの参加と並行して、Science Based Targets initiative (SBTi) にコミットメントを表明した日本企業の数も増加してきた。2026 年 1 月時点で、SBTi にコミットメントを表明した、または認証を受けた日本企業は 2,000 社を超え、5 年間で約 20 倍に増加し、国別では日本が世界首位となっている。¹⁶ この急増には、中小企業の参加拡大が大きく寄与している。

GXリーグは、日本の強制力あるカーボン市場への移行と、企業の準備段階を担う枠組みとなった。

図4:GX-ETSの段階的发展イメージ¹⁵



2.3. GX-ETSコンプライアンス市場への移行

日本の NDC 達成に向けた脱炭素化の取組を加速し、その進捗を支援するため、改正 GX 推進法の下、2026 年 4 月より法的拘束力のある排出量取引制度(GX-ETS 第2フェーズ)が施行されようとしている。

GX-ETSは、自主的取組から、法的強制力のある義務的市場への移行を示すターニングポイントとなる。

GX-ETS の制度設計を支えるため、2024 年 8 月に内閣官房にカーボンプライシング専門家会合が設置され¹⁷、同年 12 月には制度骨子案が取りまとめられた。¹⁸ これらの検討結果のうち主要な論点は、2025 年 5 月に施行された改正 GX 推進法に反映されることとなった。

制度骨子案によると、年間の直接 CO₂ 排出量が 10 万トンを超える大規模排出事業者(約 300~400 社と推計)が対象となり、電力、鉄鋼、セメント、化学、石油・ガス、産業用燃料、その他のエネルギー多消費型製造業など、主要な産業・エネルギー部門が制度の対象範囲に含まれる。これらを合わせると、日本の温室効果ガス排出量の約 60 パーセントを占めており、GX-ETS は、長期的な排出削減目標の達成に向けた重要な政策手段として位置づけられている。

制度骨子案を踏まえ、2025 年 7 月には、経済産業省の下に排出量取引制度小委員会および二つのタスクフォースが設置され、制度の技術的詳細や産業別の排出枠設定方法に関する検討が開始された。その検討結果のうち、ETS に関する主要な論点は、同年 12 月に「排出量割当の実施指針に関する中間取りまとめ」として公表された。主要な項目は表 2 に記載の通りである。

制度設計案によると、GX-ETS における排出枠の割当はボトムアップ方式を採用し、第2フェーズでは経済全体の総量キャップは設定されない。エネルギー多消費型産業に属する企業には、ベンチマークに基づく無償割当が適用され、ベンチマークの適用が困難な産業については、過去の排出量を基礎とし、年次削減係数を用いたグランドファザリング方式による無償割当が行われる。これら二つの割当方式の概要は図5に示されている。

オフセットの取扱いについては、コンプライアンス目的で J-クレジットおよび JCM クレジットの使用が認められており、その使用上限は各企業の直接排出量の 10 パーセントとされている。一方、JCM 以外のボランティアクレジットについては、相当調整を行ったとしても GX-ETS の義務履行に充当することは認められていない。

排出枠の取引市場は、GX 推進機構によって設立・運営される予定であり、取引には対象事業者に加えて、マーケットメイカーなど一部の事業者も参加できる見込みであるが、参加要件の詳細は現時点では固まっていない。

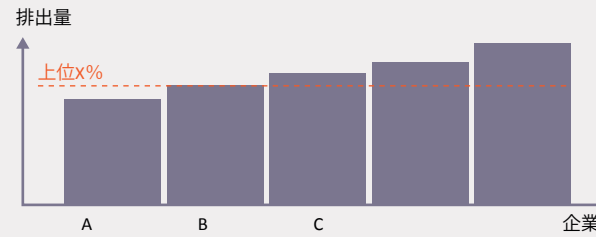
また、電力部門では、2033 年度から排出枠のオークションが導入予定とされている。

表2: GX-ETSコンプライアンス市場の主要な設計要素

設計項目	GX-ETSの義務化フェーズ(2026年以降)の概要/運用規則
開始日	2026年度(2026年4月1日)
参加要件	年間直接CO ₂ 排出量が10万トンを超える企業を対象として義務化
排出量上限設定方法	各企業への配分量は「ボトムアップ」方式により積み上げて算定される。初期段階においては、経済全体に対して絶対量として法的拘束力を持つ上限値は設定されない。
割当方法	無償割り当ては、産業別ベンチマーク(例:生産量当たりの t-CO ₂)による方法、または過去の排出量に年次削減係数を適用して配分するグランドファザリング方式のいずれかに基づいて実施される。
オークションの導入	当初は行わず、2033年度に電力部門へオークションを導入予定。
適格オフセットクレジット	J-クレジットおよびJCMクレジットのみ適格。年間直接CO ₂ 排出量の10%を使用上限とする方向。
価格安定化措置	本制度では、取引価格に上限(4,300円)および下限(1,700円)が設定されている。市場価格が上限価格を超えた場合には、当該価格を支払うことで義務履行が可能となる。一方、市場価格が下限価格を下回る状況が続く場合には、逆オークション等の介入措置が導入される。
不遵守時の罰則	未達成分については、上限価格の1.1倍を乗じた額の支払いが求められる。
市場運営主体	GX推進機構が排出枠取引市場を設立・運営する。
排出枠の繰越し	現時点では制限は設けられていない(2026年度における小委員会の検討項目とされている)。

付けられている。

図5:GX-ETSにおける割り当て方法
ベンチマーク方式

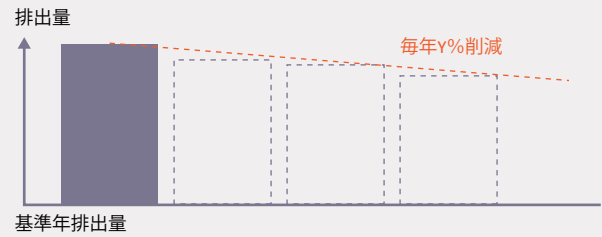


- 同一業種内における排出原単位の上位x%水準を基準として設定
- 基準活動量：導入前3事業年度（FY2023～FY2025）の生産量等。
- ベンチマークを用いて割当量を算定。

割当量 = 基準活動量 × 目標排出原単位

*上位x%水準は基準年のデータに基づき算出
配分基準の強化に伴い、当該水準は毎年引き下げられる

グランドファザリング方式



- 過去の排出実績に基づき、毎年一定率で配分量を削減
- 基準排出量：導入前3事業年度（FY2023～FY2025）の平均排出量
- 削減率を用いて割当量を算定

割当量 = 基準活動量 × (1 - 目標削減率)

取引価格の安定化策として、GX-ETS では年度ごとの取引価格の上下限が導入される予定であり、上限価格による価格抑制に加え、下限側ではリバースオークションなど政府による介入措置も検討対象になる模様である。具体的には、2025年12月19日に、排出量取引制度小委員会が経済産業省に対し、排出枠の参照取引価格に関する意見を提出し、2026年度の上限価格を1トン当たり4,300円(約28米ドル)、下限価格を1,700円(約11米ドル)とし、これらの価格は2030年度まで毎年3パーセントずつ引き上げることが提案されている。なお、2030年度以降の価格については、2028年度に決定される予定である。

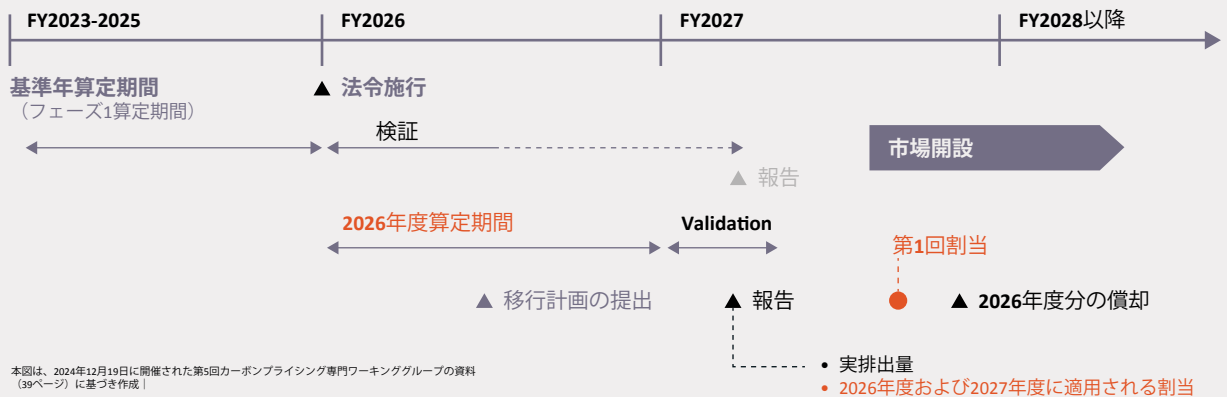
実施に向けたスケジュール：

2026年度は、ガイドラインに基づいて排出量の算定やその他の準備を行う年度と位置付けられており、2027年度が、データの提出、2026年度および2027年度分の排出枠の申請・交付、市場取引の開始、そして2026年度排出枠の償却を行う年度となる。このスケジュールは図6に、また2028年度以降の標準的な手続については表3に記載の通りである。

GX-ETSは、上下限価格を一定範囲に設定する形で始まる。

排出枠の繰越(バンキング)については、現時点では特段の制限は設けられておらず、各主体は余剰排出枠を将来にわたり無制限に保有することが可能となっているが、これはまだ最終案ではなく、バンキングに関する規則は2026年度における小委員会の検討項目の一つとして位置

図6:実施スケジュール



本図は、2024年12月19日に開催された第5回カーボンプライシング専門ワーキンググループの資料(39ページ)に基づき作成

- 実排出量
- 2026年度および2027年度に適用される割当

表 3 2028 年度における排出枠手続の概要

段階	時期	内容
報告に向けた準備	2028年度当初(2028年4月)	参加各企業は2027年度中に2027年度分の排出枠割り当てを既に受領しており、同年度の直接CO ₂ 排出量データの取りまとめを開始する。
排出量データの提出および義務量の確定	2028年9月末まで(GX-ETSガイドライン第10条参照)	参加各企業は、必要書類および(該当する場合には)第三者検証を添えて、確定した2027年度排出量報告書を経済産業省に提出する。 2027年度の直接CO ₂ 排出量が同年度の排出枠割り当てを上回る場合には、カーボンクレジットを購入し、その購入量に相当する排出量を控除した調整後排出量を提出することができる。
当該年度の排出枠割り当て	2028年11月最終日(ガイドライン第15条参照)	経済産業省は、提出されたデータおよび承認されたルールに基づき、各企業に対して当該年度(2028年度)の排出枠割り当てを通知する。企業は当該年度の割り当て排出枠を受領し、これらは2029年度に償却すべきものとなる。
償却/提出	2029年1月31日(GX-ETS法第36条第3項参照)	参加各企業は、この時点において、2027年度の報告・検証済み排出量と同等以上の排出枠を保有していなければならない。過剰となった排出枠については、翌年度に繰り越すことができる。
ペナルティ支払い	2029年2月1日以降	未償却の排出量がある場合には、経済産業省が当該企業に対し、支払うべき金額および支払期限を通知する(法第41条および第42条参照)。

今後の方向性や制度設計上の追加的な論点は、第 5 章に記載の通りである。



03

二国間クレジット制度(JCM) とパリ協定6条



二国間クレジット制度(JCM)は、日本の国内気候目標の達成に貢献しつつ、国際的な排出削減を支援するための中核的な枠組みである。二国間協力メカニズムとして構築された本制度は、パートナー国における低炭素技術の導入を促進するとともに、日本での活用を目的としたカーボンクレジットを創出する仕組みとなっている。パリ協定第6条の下で国際カーボン市場が進展する中、JCMはその規模拡大、十全性の確保、ならびにGX排出量取引制度(GX-ETS)との統合を見据えて、さらなる制度整備と統合化が進められている。

3.1 JCMの概要

JCM は、日本が海外における脱炭素化および技術普及を支援するとともに、国内の気候目標達成に充当するカーボンプレジットを創出するための重要な仕組みである。JCM は、排出削減事業開発に向けた二国間協力の枠組みとして 2010 年に創設された。本稿執筆時点で、日本は 31 か国との間で JCM に関する二国間文書を締結しているが、多くの二国間協定やプロジェクトは、パリ協定の下で国際的な炭素市場協力を規律する 6.2 条ガイドラインが COP26 で最終合意される以前に開始されていたことから、近年、JCM をこれら新たなルールに整合させ、二国間枠組みを更新するための重要な作業が進められてきている。

JCM クレジットは、これまで日本の温室効果ガス排出量報告制度 (SHK) においてオフセットとしての使用が認められてきたが、今後は GX-ETS においてもオフセットとしての使用が認められることとなる見込みである。日本の NDC 目標の厳格化も相まって、JCM クレジットに対する需要は大幅に増加すると見込まれており、必要な供給量を確保するためには、プロセスの高度化および効率化が求められる。



3.2 JCMの起源と発展

1997 年に京都で開催された COP3 の議長国として日本は、法的拘束力を有する初めての多国間気候条約である京都議定書 (KP) の採択に重要な役割を果たした。京都議定書の下では、クリーン開発メカニズム (CDM) および共同実施 (JI) という 2 種類の国際的なクレジットメカニズムが初めて導入された。CDM の初期段階において、日本はすでに積極的な参加国であり、400 件を超える CDM プロジェクトに関与するとともに、2008 年までの認証排出削減量 (CER) の調達量は累計 1 億 2,000 万トンに上った。

しかしながら、京都議定書の第 1 約束期間の終了が近づく中、その延長に向けた議論は 2009 年のコペンハーゲン会議 (COP15) で決裂した。第 2 約束期間への参加に消極的な主要排出国が複数存在したことを受け、日本政府 (GoJ) は、幅広い国際的な足並みが得られない状況では、新たな拘束的目標を設定することは困難であるとして、不参加の意向を表明した¹⁹。

その結果を受けて日本は、気候変動分野での協力から後退するのではなく、より実務的な新たな国際的排出削減パートナーシップの構築を志向することとなった。2010 年には、衰退傾向にあった CDM を補完する仕組みとして²⁰、日本政府 (GoJ) は、後に JCM となる二国間制度を提案するに至り、同年、モンゴルとの間で初の JCM に関する二国間文書を締結した。

二国間協力の枠組みとして創設された JCM は、日本の技術や知見を活用しつつ、パートナー国における低炭素技術の導入を資金面から促進・加速することを目的としつつ、こうした協業により、日本とパートナー国の双方に利益をもたらす仕組みとなっている。

JCM の制度構築を支えるため、日本政府はこれまで、ADB、JICA、UNIDO といった国際開発支援機関の協力の下、複数の補助金・助成制度を提供してきた。²¹ の補助金を受けた企業は、承認されたプロジェクトの投資費用の最大半分を賄うことが可能であり、その代わりとして、日本に配分される JCM クレジットは政府が取得する仕組みとなっている。

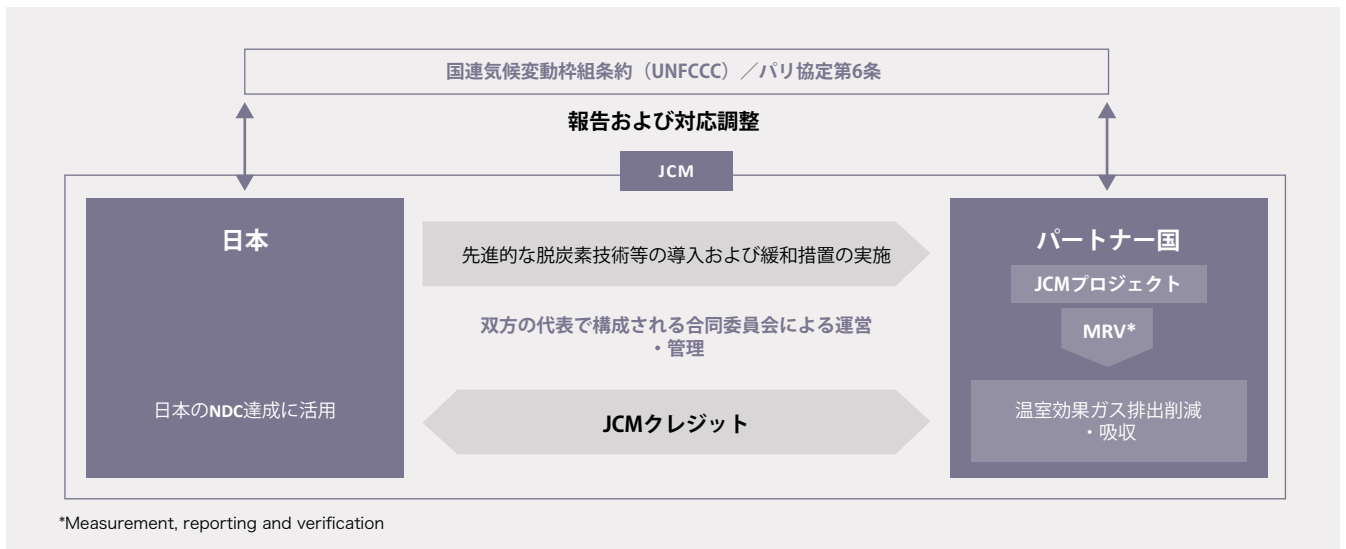
創設から 15 年が経過した現在、JCM はパートナー国、方法論、プロジェクト類型の多様性を着実に拡大した結果、世界各地で排出削減活動を展開するための安定した仕組みとして発展してきている。²²

しかしながら JCM は、パリ協定の採択および 6 条ルールブックの最終決定に先立って開始されていたことから、ここ数年の課題として、JCM の手続きやパートナー国との二国間文書を 6 条の要件に整合させる必要があった。30これには、「国際的に移転される緩和成果」(ITMO) の承認に関する新たな規定、二重計上を回避するための相当調整の適用、さらには制度インフラおよび報告要件の更新等が含まれている。

JCMの基本コンセプト:

JCMは、先進的な脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラの普及および排出削減対策の実施を促進し、パートナー国の持続可能な発展に寄与する。日本による温室効果ガスの排出削減または吸収への貢献を適切に定量的に評価し、日本はこれを自国のNDC達成に活用する。JCMは、温室効果ガスの排出削減または吸収に向けた世界的な取組を促進することにより、UNFCCCの究極的な目的の達成に貢献する。

(原典: JCM Website. <https://www.jcm.go.jp/>)



2026年3月時点で、日本は31か国との間でJCMに関する二国間文書を締結しており、94件のJCMプロジェクトが登録済みである。²³ また、これまでに発行されたJCMクレジットは合計817,247トンに達している。²⁴

日本においては、国土面積が限られることや、その産業構造、エネルギーミックスを前提にすると、2035年度に60%、2040年度に73%という日本のNDC目標を国内での排出削減のみで達成することは困難である。そのためJCMは、日本のNDC達成に向けて重要な役割を果たすことが期待されており、GX-ETSによるネットゼロ戦略を支える仕組みとしても位置付けられている。

2030年までに、政府は官民連携の下で累計1億トンのJCMクレジットの創出を目指しており、2040年にはその規模を累計2億トンへと拡大する計画である。これは、JCMの活動を大幅に拡大することを意味する。一方、公式な推計値は公表されていないものの、現在のプロジェクトレベルから期待できるクレジット創出量は、これらの目標には大きく届かないのが実情である。このため、政府はJCMの規模拡大、迅速化、効率化に向けた大規模な制度整備を始めている。

その取り組みの一環として、2023年に開始された施策の一つが「民間主導型

JCM」²⁵ である。これは、従来のように政府が資金を拠出するのではなく、日本の民間企業がプロジェクトに先行投資し、創出されたJCMクレジットは、プロジェクトへの貢献度に応じて、基本的に参加企業が配分を受ける仕組みである。こうして創出されたクレジットは、相当調整を経た後、GX-ETSにおけるコンプライアンス用途として利用可能となるのである。

**日本国内での
排出量削減には限界があり、
NDC目標達成には
JCMの拡大が重要となる。**

JCMのGX戦略への貢献:

- ・ パリ協定に整合した形で、国際クレジットのコンプライアンス用途向け供給を実現する。
- ・ 民間資金を呼び込み、JCMパートナー国における技術普及を加速させる。
- ・ 排出量取引制度における国際クレジット利用の健全性を支える基盤となる。
- ・ 産業政策およびエネルギー安全保障上の目標に資する。
- ・ 民間企業の参画に向けた制度的な道筋を形成する。



3.3 JCMパートナー国

2026年3月時点でのJCMの二国間文書締結国は31か国であった。直近では、2025年5月にタンザニア、同年9月にインドとの間で二国間文書が締結されている。政府は、プロジェクト開発の拡大とクレジット供給量の増加を図るため、さらなる潜在的パートナー国との交渉を積極的に進めており、ブラジル、マレーシア、南アフリカ、トルコが次の候補国として検討されているとみられる。

**JCMを通じた
排出削減増進のためには、
パートナー国の拡大と
緊密な協力が重要となる。**

上述のとおり、JCMは2021年のCOP26においてパリ協定6条ルールブックが採択される以前に創設されたものである。このため、COP26以前に締結されたJCMの二国間文書には6条2項との整合性が盛り込まれていなかったため、政府はその後、パートナー国との間で文書の改定および再交渉を進める必要が生じた。特に、6条ルールブックでは制度インフラ、算定、報告に関する規定が大幅に強化されており、とりわけ相当調整は-host国のNDCに影響を及ぼすことから、こうした改定作業が複数の国との間で現在も継続している。

2026年3月時点で、6条に完全整合したJCMの二国間文書を日本と締結している国は20か国である。²⁶

以下は、6条2項との整合状況および地域別に分類したJCMパートナー国の一覧であるが、この情報は不確実性を伴うとともに、頻繁に更新される可能性がある。

JCMパートナー国

(国数)	COP26以前に締結され、現時点未改定(11)	COP26以前に締結され、改定済み(6)	COP26以降に締結(14)
アジア (15)	カンボジア、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム	バングラデシュ、インドネシア、モルジブ、タイ、フィリピン	インド、スリランカ、カザフスタン、キルギスタン、ウズベキスタン
ヨーロッパ (4)			アゼルバイジャン、ジョージア、モルドバ、ウクライナ
アフリカ (5)	エチオピア、ケニア		セネガル、タンザニア、チュニジア
ラテンアメリカ (3)	コスタリカ、メキシコ	チリ	
中東(2)	サウジアラビア		UAE
海洋州 (2)	パラオ*		パプアニューギニア

*JCM関連の各種ガイドラインはまだ改定されていないものの、パラオはJCMをパリ協定6条2項に基づく協力的アプローチとして正式に承認し、2025年9月16日には、日本とのJCMに関する初期報告書をUNFCCCに提出している。

3.4 ガバナンス体制:各主体の役割

地球温暖化対策計画に基づき²⁷、JCM を実施するため、日本政府は「JCM 推進・活用会議」を設置している。同協議会の使命は、パリ協定の究極的な目的の達成に資するべく、JCM クレジットの承認、に関する業務、6 条 2 項の実施の一環として相当調整の適用方法の決定(二重計上の防止を目的とするもの)、および JCM 実施指針40の改定等の業務を遂行することである。²⁸

同会議は、環境省(MOEU)、経済産業省(METI)、外務省(MOFA)、農林水産省(MAFF)、国土交通省(MLIT)で構成されている。

2025 年 4 月、日本政府は JCM の行政手続を一元化し、効率化するため、「日本政府指定 JCM実施機構(JCMA)」を設立・指定した。同機構は、日本側における JCM 関連業務のワンストップの運用窓口として機能することが期待されている。

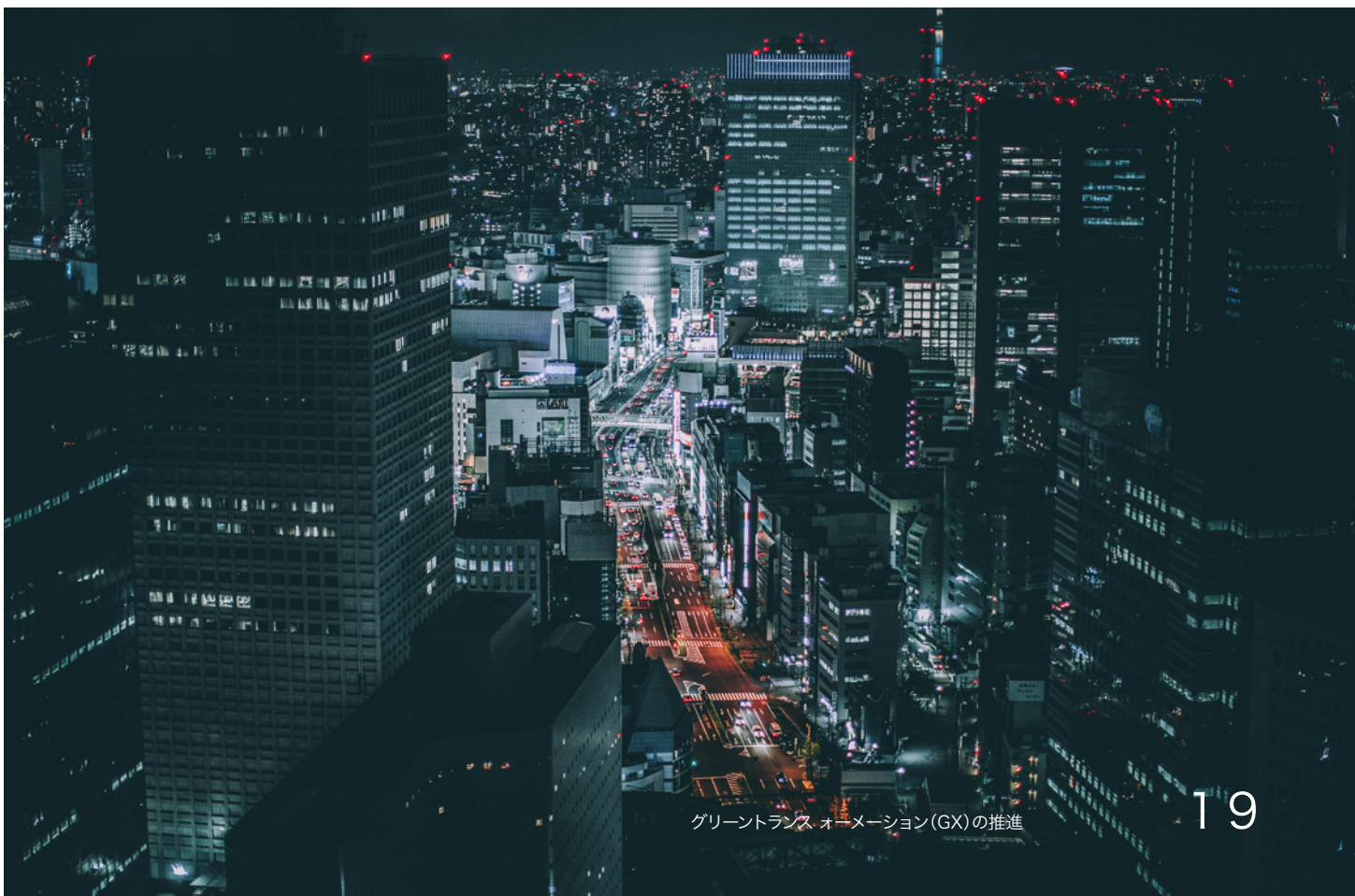
JCMA は、プロジェクト登録からクレジット発行に至るまで、JCM の運用実務を遂行する上で重要な役割を担っている。これには、主務大臣を代表してパートナー国との協議を行うこと、ならびに JCM 事業の的確かつ効果的な実施を確保するために必要な措置を講ずること等が含まれる。

1. JCM 制度の行政管理の遂行
2. JCM 登録簿の運用
3. JCM プロジェクトに係る手続面での支援および JCM 管理プラットフォームの運用
4. 情報発信ウェブサイトの管理
5. プロジェクト組成に係る相談対応および広報窓口

しかし、JCM の二国間協定に基づく制度運用は、いずれも日本と各ホスト国の政府代表から構成される合同委員会(JC)によって実施されている点を強調する必要がある。JC は、プライベートセクター版 JCM を含むすべての JCM スキームにおいて、方法論の承認、プロジェクト登録、通知の発出等を所掌している。

プロジェクトを実施するに当たっては、日本側とホスト国側の参加主体の双方が最低限必要となる。これらの主体は、プロジェクトの設計、計画、実施に責任を負う。日本側参加主体は当該プロジェクトの参加者の代表として位置付けられ、公式な連絡窓口の役割を担う。また、技術提供者、コンサルタント、金融機関、EPC コントラクター等の関係者が、通常、参加主体の外部から関与する。

ホスト国と日本側関係者の多層的な協力体制を通じて、JCMは高い透明性とガバナンス統制、説明責任を目指している。



3.5 JCMプロジェクト・サイクル(計画立案からクレジット発行まで)

JCM プロジェクト・サイクルの最初の段階は、JCMA を通じて合同委員会(JC)にプロジェクト・アイデア・ノート(PIN)を提出することである。その後、政府内協議を経て、プロジェクト実施者は JC から異議なし確認(CONFIRMATION OF NO OBJECTION)を受領する⁴¹。この手続は、2023 年 3 月の民間 JCM の導入に合わせて提案されたものであり、現在、各ホスト国の同意を得て運用されている。

各プロジェクトは、構想段階から実際のクレジット発行まで、規律あるプロセスを通じて運営される。

2026 年 1 月時点で、14 のパートナー国が JCM プロジェクト・サイクルにおいて PIN を採用しており⁴²、その数は今後さらに増加すると見込まれている。PIN プロセスを未採用の国に対しては、プロジェクト提案の際に政府から PIN の作成を求めている⁴³。また、政府は 2025 年 12 月に JCM の新たな申請基準を公表した。

主なステップは、以下の表のとおりである。:

表 3 JCM プロジェクト・サイクル

段階	担当
プロジェクトアイデアノート(PIN)の提出	プロジェクト参加者
異議なしの確認	合同委員会(JC)
方法論の提出	プロジェクト参加者／政府またはJC
方法論の承認	合同委員会(JC)
プロジェクト設計書(PDD)の作成	プロジェクト参加者
妥当性確認(バリデーション)	第三者機関(TPEs)
登録	合同委員会(JC)
モニタリング	プロジェクト参加者
検証	第三者機関(TPEs)
クレジット発行	合同委員会(JC):配分の決定 政府:クレジット発行

クレジットの割り当ておよび分配の取決め:

JCM クレジットの割り当ては、プロジェクト参加主体および両政府の当該プロジェクトへの貢献度、ならびに JCM ルールにおける関連原則およびガイドラインを踏まえ、合同委員会(JC)が決定する。プロジェクトの予見可能性を高めるため、民間 JCM においては、参加主体が PIN 提出の段階で、日本(側プロジェクト参加者)とホスト国の間のクレジット割り当て割合(暫定値)を提案することも可能である。

プロジェクトを通じて日本に割り当てられる JCM クレジットは、参加主体の貢献度に応じて、主に民間参加者が取得することが想定されている。PIN に対する異議なし確認を受領した後は、参加主体は、暫定的に提示したクレジット割り当て割合が受け入れられたものとみなすことができる。しかしながら、この当初の想定にかかわらず、最終的な割り当ては合同委員会が決定する



3.6 JCMと6条:実務における「整合性」の意味

パリ協定には 2015 年の採択時点で 6 条およびその市場メカニズム(6.2、6.4)が盛り込まれていたものの、締約国は、グラスゴーで開催された COP26 において中核となる 6 条のルールブックを最終化するまでに 6 年以上を要した。その後も、算定、報告、クレジット移転に関する追加指針を完成させるため、2024 年のバクーにおける COP29 までさらに 3 年間の交渉が続いた。この長期化したプロセスにより、パリ協定の下での国際炭素市場の本格的な運用および拡大は遅れを余儀なくされてきた。

2013 年にモンゴルとの間で最初の JCM 二国間文書が締結されて以来、JCM は 6 条交渉の形成において重要な役割を果たしてきた。しかし、6 条 2 項の最終ルールが採択されると、JCM もまた、承認・相当調整・算定および報告に関するパリ協定上の要件との整合性の調整を行う必要が生じた。特に JCM においては、以下の事項が整合性の調整項目に該当する。²⁹

1. 登録簿機能および透明性の確立・維持: JCM 登録簿は、6.2 の要件(固有のクレジット識別番号、承認・発行・初回移転・保有・使用・取消の各ステータス管理)を満たす機能を備える必要があり、また、必要とされる情報を UNFCCC の中央集約型算定・報告プラットフォーム(CARP)を通じて公開しなければならない。
2. 初回移転前の承認の確保: ITMO の創出を目的とするすべてのプロジェクトについて、その対象範囲、用途、数量・ヴィンテージ、承認撤回に関する条件を含むホスト国の承認を初回移転前に確保することを求める。また、この承認内容が初期報告書およびその後の提出文書に適切に反映されていなければならない。
3. 相当調整の一貫した適用: 承認済みの JCM クレジットが移転または使用されるすべての場合について、日本の 2022 年相当調整手続および NDC 構造に整合したホスト国の規則に基づき、相当調整を継続的に適用しなければならない。
4. 6.2 報告パッケージ一式の提出: 二国間の協定それぞれにおいて、CMA 決定 2/CMA.3 に基づく初期報告書を提出または更新し、相当調整の適用に関して、合意電子フォーマット(AEF)を通じて期限までに年次情報を提供するとともに、隔年透明性報告書(BTR)による隔年報告を行わなければならない。
5. 合同委員会の決定および契約における手続順序の明確化: 合同委員会(JC)の規則および排出削減購入契約(ERPA)において、「発行」が生じる時点と「初回移転」が行われる時点を明示し、承認前の移転が生じないよう、クレジットの引渡義務を承認手続きの状態・段階に連動させなければならない。
6. 方法論の十全性の確保: 保守的なベースライン、リーケージの取扱い、第三者による検証・妥当性確認、並びに 6.2 の透明性要件に沿った締約国および参加者間のクレジット配分ロジックの公開を含む、堅固な JCM 方法論を用いなければならない。

7. 国内制度における利用形態の明確化 (GX-ETS 等): 国内で JCM 単位を償却する場合には、当該単位が ITMO として承認されているか否か、また相当調整が適用されているか否かを公開し、ホスト国の NDC との二重計上を防止しなければならない(日本の公表済み JCM ガイダンスと整合)。

JCMは、パリ協定6条の下でのプログラムであり、整合性の担保を通じて、規模の拡大、透明性と国際的信頼性の確保が可能となる。

日本は、JCM 登録簿に連動した ITMO 承認および相当調整に係る手続きを既に整備しており、現在、パリ協定 6.2 との整合を図るため、各パートナー国との間で改訂後の JCM 規則およびガイドラインの合意作業を進めている。

日本は、パリ協定 6



条の下での国際協力を一層促進し、パートナー国における能力構築および実施を加速するため、2022 年の COP27 において、パリ協定 6 条実施パートナーシップ(A6IP)の立ち上げに主導的な役割を果たした。472023 年には、A6IP の中核機能を担う組織として、地球環境戦略研究機関(IGES)内に A6IP センターが設置され、世界各国における 6 条実施の能力構築、調整、運用化の拠点として機能している。A6IP は、複数の国々に加え、IETA をはじめとする民間団体とも緊密に連携し、国内の 6 条制度枠組、登録簿インフラ、報告・算定手続の整備を支援している。最近では、インド、タイ、フィリピンにおいてビジネスマッチング・フォーラムが開催され、現地関係者とともに、主要な JCM パートナー国における進展促進および民間投資の拡大に寄与している。

IETA と A6IP は、COP29 (バクー)において、民間セクターが直面する課題および機会に関する詳細を含む共同報告書「ARTICLE 6 IN ACTION: BUSINESS INSIGHTS & IMPLEMENTATION TRENDS」を公表している

詳細はこちら:
WWW.IETA.ORG



3.7 JCM 方法論および MRV

3.7.1 JCMプロジェクトの種類

2026年1月時点で、JCMでは、電力、産業部門のエネルギー効率、廃棄物・排水、燃料転換、輸送、建築物等の分野にわたって、合計107件の方法論が承認されている。なお、これらの大半は日本政府による資金支援プロジェクト向けに策定されたものであり、今後、民間 JCM プロジェクトの増加に伴い、その構成が変化する可能性がある。

以下に、承認済み主要方法論を分野別に整理して示す：

JCMにおけるセクター別区分 (方法論別件数)	Number of Methodologies
1. エネルギー産業(42件)	太陽光発電(19件)、水力発電(6件)、バイオマスボイラー(6件)、排熱回収(5件)、コージェネレーション(3件)
2. 配電(5件)	省エネ型変圧器(2件)、省エネ型導体(1件)
3. エネルギー需要(52件) 3-4. 製造業(2件)	チラー(9件)、LED照明(6件)、冷蔵庫(5件)、空調設備(4件)、ヒートポンプ(4件)、ボイラー(4件)、エアジェットルーム(3件)、その他の省エネ型機器(10件)
5.-15.(計6件)	廃棄物処理(2件)、交通(2件)、REDD+(2件)

各国との二国間文書それぞれにおいては、適格方法論について共同委員会が承認する必要がある。以下に、承認方法論数が多い上位5か国と、その主なプロジェクト類型を示す：

国別	承認済み方法論	主な方法論タイプ
インドネシア	29	産業・業務部門の省エネ(チラー、ボイラー、モーター、照明)、再生可能エネルギー(太陽光、水力、バイオマス)、冷房設備、コージェネレーション、廃棄物・排水
タイ	20	産業部門の省エネ(チラー、コンプレッサー、排熱回収、系統最適化、コージェネレーション、照明)、太陽光発電
ベトナム	15	産業部門の省エネ(ポンプ、ドライブ、キルン、チラー、ヒートポンプ/空調制御)、太陽光発電
カンボジア	5	省エネ、太陽光発電、REDD+
ミャンマー	5	省エネ、廃棄物発電

近年、経済産業省は、インドネシアおよびタイにおける潜在的な CCS プロジェクトのフィージビリティスタディを支援するとともに、JCM 規則およびガイドラインを CCS を対象に含める形で改訂する50など、JCM の下で CCS 活動を拡大するための取組を進めている。³⁰

3.7.2 MRV要件

MRV は、方法論の承認からプロジェクト登録、モニタリング、検証、クレジット発行に至るまで、JCM の規則および手続に組み込まれている。PDD、モニタリング計画・構造、標準化されたモニタリング報告書・スプレッドシート等の文書により、事前設定項目が事後に追跡可能なデータで測定されることが確保されている。プロジェクト参加者、第三者機関(TPE)、共同委員会などの役割および管理は、保守性、不確実性の低減、厳格な記録保存を重視している。

第三者機関(TPE) は、共同委員会により指定され、提案された JCM プロジェクトの妥当性確認および登録済みプロジェクトの排出削減量または吸収量の検証を行う資格を有する。TPE は、ISO 14064-2 に基づき、国際認定フォーラム(IAF)加盟の認定機関から ISO 14065 の認定を受けるか、または CDM 理事会により認定された指定運営機関(DOE)である必要がある。

JCM の方法論における重要な要素の一つは、JCM プロジェクトが実施されなかった場合に発生していたと想定される排出量を示す参照シナリオを定義することである。JCM では、パートナー国の関連部門における環境負荷低減のための現行の取組を考慮し、温室効果ガス排出量が現状よりも低くなることを前提として排出量を算定する。このため、JCM におけるレファレンス排出量は、ビジネス・アズ・ユーチュアル(BaU)排出量よりも低く設定される。この考え方の要点は、JCM の下で行われる投資による排出削減量が、日本とホスト国の双方で共有される点にある。

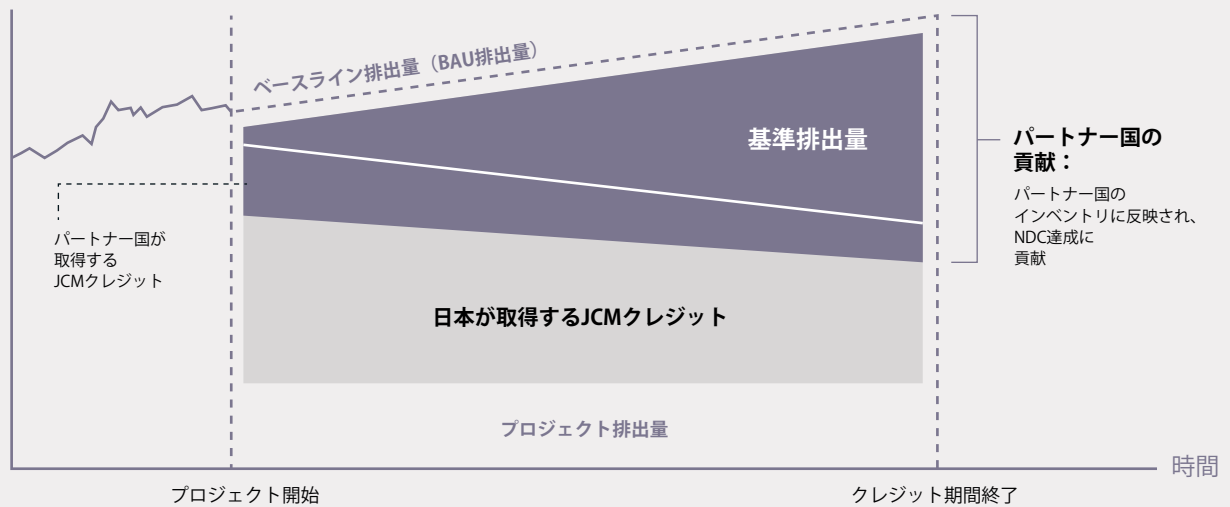




図 7:JCM における削減量・吸収量およびクレジットの概念

排出量

(プロジェクト対象範囲からの排出)



JCM の方法論では、参照排出係数を一般的な慣行や標準化された値に基づいて設定するという、簡素かつ保守的な考え方が採用されることが多い。JCM プロジェクトでは、モニタリング項目、測定手順、QA/QC のプロセスを定めた体系的なMRV を適用し、排出削減量に関する信頼性の高いデータをモニタリング報告書に取りまとめる。この報告書は、共同委員会に提出される前に第三者機関(TPE)による検証を受け、その後、共同委員会がクレジット発行の可否を決定する。

J-クレジットは、日本国内での排出削減実績をを取引可能なクレジットに転換する仕組みである。

3.8 JCMのインパクトの拡大と強化

JCM クレジットの効果、供給量および十全性を一層強化するためには、以下諸点を検討することが考えられる。:

森林系・除去系プロジェクトの拡大が、今後のJ-クレジット供給に与える影響に注目が集まっている。

二重登録の実現可能性の検討

この考え方は、JCM パートナー国に所在し、現在は独立したクレジット制度に登録されているプロジェクトについても、JCM との二重登録を可能とする余地があるのではないか、というものである。

追加的な要件(例えば、特定の技術やプロジェクト活動、または日本企業による技術移転)や、必要と判断されるセーフガード(例えば、JCM 合同パネルによるプロジェクト審査)が、JCM におけるプロジェクト登録に先立って課される場合がある。検証を経た後、二重登録されたプロジェクトはクレジット発行を申請し、当該クレジットをJCM クレジットへ転換することを選択することができ、その後、JCM 登録簿において記録・管理されることを想定している。

この考え方には、いくつかの潜在的な利点が想定される。:

- 既存の方法論を活用しつつ JCM 枠組に適合させることを可能とすることで、国際的な気候変動対策における協力の機会を一層拡大し得る点;
- JCM と他のクレジット制度との接続性が確立されることで、既存の市場インフラや手続を活用し得る点;
- 二重登録の対象となる JCM クレジットをGX-ETS 向けに供給可能とすることで、時間的・人的リソースの要件を低減し得る点; および
- 市場アクセスの向上によりプロジェクトの財務的な実現可能性と魅力が高まり、追加的なプロジェクト開発を促し得る点

この方式においても、JCM は受入れまたは登録し得るプロジェクトの範囲について主導的な管理権限を保持しており、プロジェクトには JCM のガバナンスおよび運用枠組への適合が求められる。

既存の方法論の JCM への統合

既存の方法論の適用可能範囲を拡大し、国際的な気候変動対策における協力の機会を一層広げる観点から、JCM においては、JCM との整合性を確保するための適切な調整を施した上で、既存の方法論を部分的に活用することも選択肢として考え得る。このようなアプローチにより、プロジェクト主体が新規の方法論を一から策定する必要性を一定程度軽減できる可能性がある。特に、航空分野において認定されているプログラム、すなわち ICAO の CORSIA プログラムにおいて TAB により承認されたものを含む、厳格な技術的評価を経た方法論的アプローチについて、参考とし得る余地がある。追加性、ベースライン設定、モニタリングについて既に審査を受けている方法論は、再生可能エネルギー、エネルギー効率、廃棄物管理、さらには一定の自然を基盤とする解決策など、JCM の方法論的カバレッジを拡大する際の参照ポイントとなり得る。

この考え方の利点は:

- 時間とリソースの節約: 実証済みの方法論を用いることで、方法論の策定、審査、承認に要する時間を大幅に短縮できるとともに、必要となる技術的・事務的なリソースを削減できる可能性がある。
- プロジェクト開発上の障壁の低減: 既存の方法論の要素を取り入れることで、プロジェクトの設計および実施が簡素化され、プロジェクト主体が参加しやすくなるとともに、プロジェクトの財務的な実現可能性の確保にもつながり得る。
- 実証済みで運用可能な方法論へのアクセス: 既存の実証済みの方法論は、すでに実際のプロジェクトにおいて検証・適用されていることから、技術的な信頼性と妥当性が一定程度確保されており、未検証のアプローチに伴うリスクを低減することにもつながり得る。

この考え方の実効性を確保する観点から、まずはパイロット的な取組として開始することも考え得る。パイロット段階では、既存の方法論を活用・調整する手法の有効性、運用上の課題、潜在的な利点などを検証した上で、将来的な拡大の可否を判断することが可能となる。さらに、このパイロット期間中は、暫定的な措置として二重登録のアプローチを併用することも選択肢となり得る。この場合、プロジェクトは既存の JCM 枠組と調整後の方法論の双方の下で運用され、パイロット実施中においても継続性と制度上の整合性を確保することができる。

外部の整合性基準に照らして方法論およびガバナンス枠組が評価されている認証機関との協業は、市場参加者に対する JCM クレジットの信頼性を一層高める可能性がある。例えば、ICVCM により CCP 適格と評価された方法論を有する認証機関は、透明性と信頼性の高いクレジット発行を支える制度インフラと、高い整合性を備えた方法論の具体例を示している。JCM が外部の認証機関に依拠するのではなく、これらの制度において実証されている優良事例を参照しつつ、透明性、信頼性、運用効率の向上に資する要素を選択的に取り入れることも考え得る。このようなベストプラクティスの参照は、外部認証機関の構造を採用することなく、JCM 独自のガバナンスモデルおよび二国間協力の原則を維持しながら、JCM 自身のプロセスを強化することに寄与し得る。

パリ協定第6.4条に基づく国連気候変動枠組条約(UNFCCC)のクレジットメカニズム(PACM)が 2026 年に本格運用を開始することに伴い、同メカニズムとの比較や整合の可能性を検討することも、日本向けの第6条クレジットの高い整合性を備えた供給拡大に向けた新たな機会となり得るとともに、国際的な標準化や流動性の向上にも寄与し得るものと考えられる。

04

J-クレジット制度



J-クレジット制度は、日本国内における排出削減および吸収を支援するために設計されたカーボンクレジット制度である。本制度は、再生可能エネルギー、省エネルギー、森林管理などのプロジェクトから創出されるクレジットの認証および発行を可能とし、自主的用途およびコンプライアンス用途の双方に活用することができる。GX排出量取引制度(GX-ETS)の本格導入に伴い、J-クレジットの役割はさらに拡大すると見込まれており、供給の拡大、十全性の強化、ならびに市場ニーズとの一層の整合が求められている。

4.1 J-クレジット制度の概要

日本国内のプロジェクトによる温室効果ガスの排出削減または吸収量に基づき、政府がカーボンをクレジットを認証・発行する仕組みが J-クレジット制度である。同制度は 2013 年以降、経済産業省、環境省、農林水産省および林野庁が共同で運営している。

J-クレジットは、日本国内での排出削減実績を取引可能なクレジットに転換する仕組みである。

J-クレジット制度は、日本の NDC 達成を支える主要なカーボン市場メカニズムの一つであり、2021 年の地球温暖化対策計画において、2030 年までに累計 1,500 万トンの J-クレジットを発行する目標が示されている。

2025 年 3 月時点で、J-クレジットの登録プロジェクト数は合計 757 件に達し、76 の方法論の下で約 1,016 万トンのクレジットが認証されている。これらの数値は、2030 年目標の達成に向

けて、プロジェクト登録およびクレジット発行が着実に進展していることを示している。

J-クレジットは、日本の温室効果ガス排出量報告制度 (SHK) において長年オフセットとしての使用が認められてきたほか、GX-ETS においてもオフセットとしての使用が新たに想定されている。また、2023 年 10 月以降は、店頭取引 (OTC) 等に加えて、日本取引所グループ (JPX) においても取引が行われている。

4.2 J-クレジット供給動向

J-クレジット制度におけるクレジット発行は、従来、再生可能エネルギー発電（主として太陽光）および省エネルギー対策（主としてボイラーやコージェネレーション）を中心に行われており、年間 80 万～100 万トン程度の発行規模となっている。他方、近年では、大規模森林管理プロジェクトの開発に関連する取組や、水田水管理などのその他のプロジェクトも拡大している。

2023 年以降、特に森林管理プロジェクトに由来するクレジットの発行が急速に増加している。2024 年には、発行量約 170 万トンのうち、森林管理由来のクレジットが約 77 万トンと最大の割合を占めている。

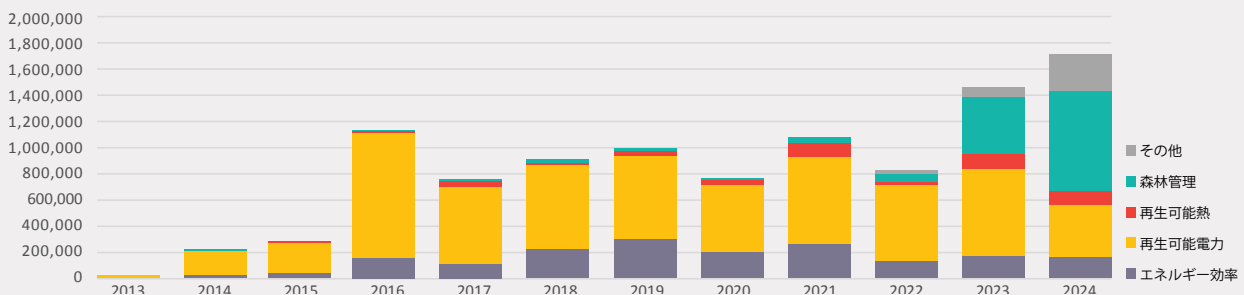
前述の通り、今後の J-クレジットの供給源は、再生可能エネルギー発電や省エネルギー対策にとどまらず、森林管理等の取組へと多様化しつつある。これら既存の方法論に加え、2025 年 2 月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、J-クレジット制度の一層の活性化に向けた複数の施策が示されている。具体的には、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて重要性が高まる除去分野におけるクレジットの創出・活用を促進する取組が挙げられており、森林管理由来の J-クレジットの創出・利用拡大や、CO₂ 吸収コンクリートの J-クレジット

化の可能性の検討などが含まれている。また、残余排出への対策として重要な位置付けを持つ直接空気回収 (DAC) プロジェクトの開発を促進するための取組も進められている。さらに、補助金の一層の拡充や、設備メーカー、リース会社、商社等が主導するグループ型プロジェクトの推進といった施策も盛り込まれている。

また、これらの新たな取組を通じて、新規方法論の開発や、より柔軟なクレジット発行の在り方の構築も促進されることが期待されている。

森林系および除去系プロジェクトの拡大が、今後の J-クレジット供給に与える影響には注目が集まっている。

図 8: J-クレジット発行量の推移



4.3 J-クレジット需要動向

J-クレジットの主な利用目的は、いわゆる自主的な取組と、温室効果ガス排出量報告制度(SHK)における排出量調整の二つに大別される。それぞれの背景および動向は以下の通りである。:

自主的なクレジット利用: 2017 年以降、再生可能エネルギー由来の J-クレジットは、GHG プロトコル・スコープ 2(マーケットベース)における再生可能エネルギー証書としての利用が可能となり、CDP や SBT などの国際的なイニシアティブにおいても、再生可能エネルギー調達として認められることが確認されている。この結果、当該時期以降、主として再生可能エネルギー由来の J-クレジットに対して、底堅い需要が生じている。

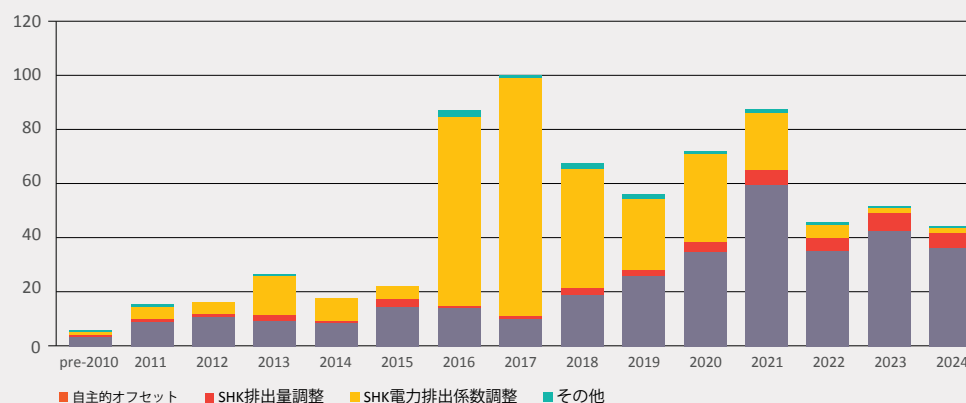
SHK における排出量調整での利用: 2016 年の電力市場全面自由化以降、小売電気事業者は、排出係数の低い電力供給計画の策定・報告のため、J-クレジットの活用に重点を置いてきた。当初、SHK において利用可能な外部クレジットは事実上 J-クレジットのみであったが、その後、非化石証書も利用対象となり、電力需要家自らが再生可能エネルギー証書を直接調達する動きも広がった。この結果、SHK における排出量調整を目的とした小売電気事業者による J-クレジット需要は、徐々に減少傾向にある。

これらの過去の需要動向に加え、経済産業省は、2026 年度以降に導入される GX-ETS フェーズ 257 において、直接排出量の最大 10% までを J-クレジットおよび JCM クレジットでオフセットすることを認める方針を示している。これにより、2026 年度以降、現在の償却量には必ずしも反映されていない追加的な需要が生じる可能性が示唆されている。後述するように、JPX のカーボンプレジット市場においても価格上昇が観察されており、電力中央研究所(CRIEPI)は、GX-ETS フェーズ 2 の対象事業者による先行的な購入需要がその背景にある可能性を指摘している³¹

GX-ETSの開始に伴い、コンプライアンス向け J-クレジット需要が拡大しつつある。

図 9: J-クレジット償却量の推移

J-クレジット償却量の推移 (10kt-CO₂換算)



4.4 供給構造とその要因

こうした需要増加の可能性と供給拡大の必要性を踏まえ、主要なクレジット類型である再生可能エネルギー発電、省エネルギー対策、森林管理の各分野における現在の供給構造と、供給拡大に向けた要点を以下に整理する。

今後も
J-クレジット供給は
拡大が見込まれる一方、
高い信頼性と
拡大可能性を備えた
プロジェクトが求められる。

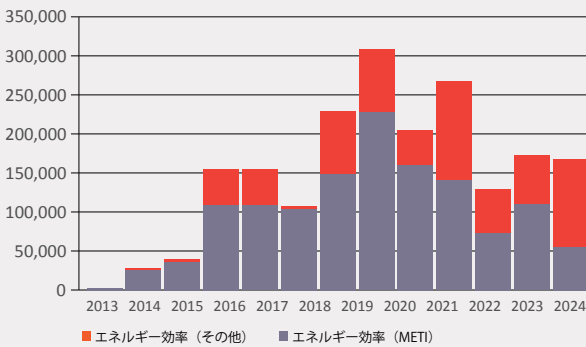
再生可能エネルギー発電および省エネルギー分野のクレジット：これまで主として政府・経済産業省が主導・運営するプログラム型またはグループ型プロジェクトを通じて供給されてきており、累計供給量に占める経済産業省主導プロジェクトの割合は、再生可能エネルギー発電で83%、省エネルギーで66%を占めている。近年では、エネルギー事業者、不動産事業者、設備メーカーやリース会社、地方自治体などによる経済産業省主導以外のプロジェクトからの供給も徐々に増加しており、新規プロジェクト開発の動きが広がっている。一方で、2025年度から一部地域で太陽光発電の設置義務化が予定されており、こうした取組が加速すると見込まれるものの、追加性の観点からは、クレジット発行の対象とならない事例が増加する可能性がある。これらを踏まえると、新規方法論の開発や、経済産業省主導以外のプロジェクトに対する政府支援は、新たなプロジェクト機会の確保およびこれら主要クレジット類型からの安定的な供給を維持する上で、引き続き重要となる。

森林管理：前述の通り、2023年度以降、森林管理プロジェクトに由来するJ-クレジットの発行量は急拡大している。この背景の一つとして、国内において大規模な森林管理プロジェクトが出現してきたことが挙げられる。従来は、年間の炭素吸収量が1万トン未満のプロジェクトが大半を占めていたが、近年では、より広域の森林を対象とする案件が増加しており、年間10万トン規模のCO₂吸収量が見込まれるプロジェクトも現れている。

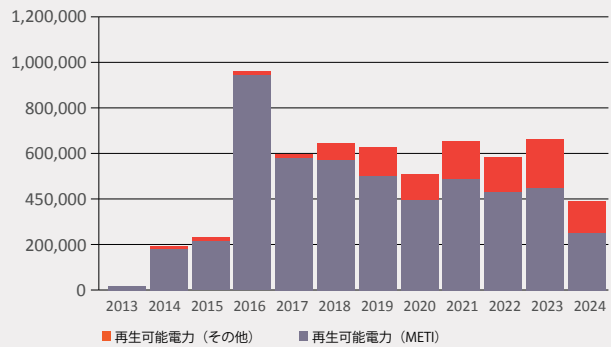
前述のような大規模プロジェクトの数は依然として限定的であるものの、J-クレジット制度では、リモートセンシングの活用を含む枠組みの更新を継続的に進め、大規模プロジェクトの促進とクレジットの質の向上を同時に図ってきた。今後も、合理的かつ柔軟なプロジェクト開発およびクレジット発行手続を可能とするための制度更新が進められることで、供給拡大を後押しすることが期待される。

図10：経済産業省(METI)プロジェクトおよびその他の出所に基づくエネルギー効率および再生可能電力に係るJ-クレジット発行動向

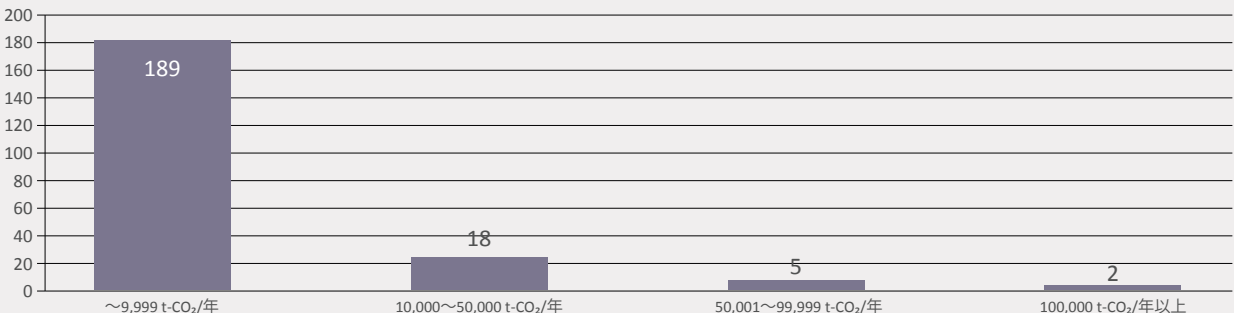
エネルギー効率に係るJ-クレジット発行動向
経済産業省(METI)プロジェクト vs その他 (t-CO₂換算)



再生可能電力に係るJ-クレジット発行動向
経済産業省(METI)プロジェクト vs その他 (t-CO₂換算)



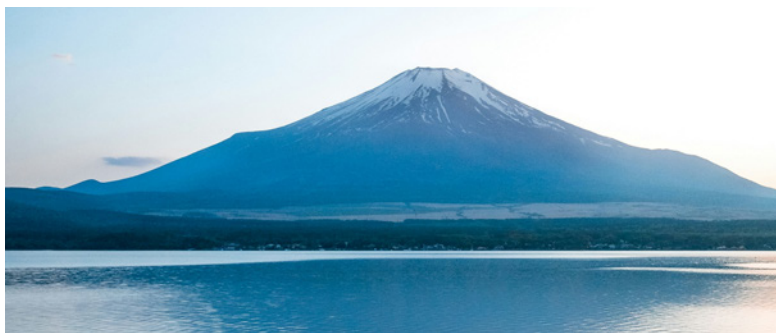
年間吸収量別の森林プロジェクト数 (プロジェクト数)



4.5 十全性

炭素クレジット制度の活性化や柔軟性の確保と並行して、クレジットの質および完全性を担保することは依然として重要な課題である。J-クレジット制度ではこれまで、ISO 14064-2、14064-3、14065 に準拠した堅固な MRV 体制を構築するとともに、外部有識者で構成される認証委員会および管理委員会を通じて、ガバナンスおよび制度の完全性を確保してきている。

しかしながら、GX-ETS において J-クレジットのオフセット利用が今後拡大していくことを踏まえると、追加性、リーケージ、永続性その他のセーフガードに関する基準の一層の強化が求められるようになると考えられる。UNFCCC におけるパリ協定 6.4 条 PACM 基準や、ICVCM(Integrity Council for Voluntary Carbon Markets)が策定する Core Carbon Principles(CCPs)との整合性の確保は、制度の成熟化を進める上で重要な機会となる。



4.6. 価格動向: 自主利用からGX-ETSでの活用へ

歴史的に、J-クレジットは主として店頭(OTC)で取引されてきたが、2023年10月からは日本取引所グループ(JPX)の東京商品取引所における取引所取引も開始された。当初は、自主的需要が中心であったことから、JPXのカーボンクレジット市場における取引価格は、クレジット類型ごとに異なる値付けがされていた。特に、森林管理(地産地消やPR目的)由来のJ-クレジットや、再生可能エネルギー調達を目的とする再生可能エネルギー発電由来のJ-クレジットは、他のクレジット類型に比べて顕著なプレミアムを示していた。

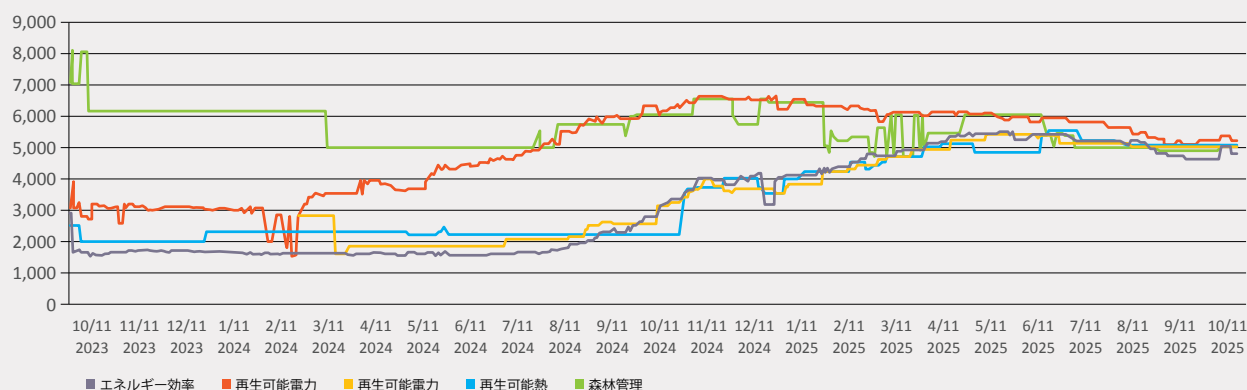
しかしながら、2024年9月頃からGX-ETSフェーズ2の詳細設計に関する議論が本格化したことを契機として、将来のGX-ETSフェーズ2におけるオフセット利用を見据え、これまで相対的に低価格で取引されていたその他のJ-クレジットにも需要が波及し、価格上昇が生じた形跡がある。このため、クレジット類型間の価格差は依然として存在するものの、近時では5,000~6,000円程度へと、すべての種類の価格が徐々に収束しつつある。自主的需要は今後も継続すると見込まれる一方、GX-ETSフェーズ2に伴う需要増加の可能性を踏まえると、こうした価格差がさらに縮小し、単一の価格水準へと収束していく可能性も考えられる。

2025年12月19日、排出量取引制度(ETS)小委員会は、排出枠の参照取引価格に関する意見を経済産業省に提出し、2026年度の上限価格を1トン当たり4,300円(28米ドル)、下限価格を1,700円(11米ドル)と設定した。同上限価格は、2025年12月時点のJ-クレジット平均価格と比べて約2割低い水準であるものの、2026年1月23日時点においては、JPXのカーボンクレジット市場におけるJ-クレジットの取引価格が短期的に大きな影響を受けることはなかった。


これにより、J-クレジット価格のさらなる収斂と安定化が進んでいる。2026年3月時点では、JPXにおけるJ-クレジットの取引価格の大半が、GX-ETSの上限価格をわずかに上回る水準に収斂していることが確認できる。

図 11: 東京証券取引所における J-クレジット価格の推移

JPXにおけるJ-クレジット価格動向 (円/t-CO₂)



将来シナリオと今後の展開



GX排出量取引制度(GX-ETS)が本格的に運用を開始し、今後10年にわたり進化していく中で—割当ルールの厳格化、ベンチマークの精緻化、オークションの段階的導入、さらにはオフセット制度の拡大が進むにつれ—将来の市場動向を左右する主要なパラメータおよび変数を的確に理解する必要性が高まっている。本節では、排出枠価格に加え、オフセットの供給・需要および価格水準に影響を与えると考えられる主要な要因と想定されるシナリオについて検討する。



GX-ETS が稼働を開始し、今後 10 年の間に、配分ルール of 厳格化、ベンチマーキングの精緻化、オークションの段階的導入、オフセット制度の拡大などを通じて制度が進化していく中で、将来の市場動向を左右する主要なパラメーターや変動要因を把握する必要性が高まっている。本節では、排出枠価格に影響を及ぼす可能性のあるシナリオおよび主要因に加え、オフセットの供給・需要・価格水準に影響を与える要素について概括的に分析する。

GX-ETS は依然として初期段階にあり、排出量の長期的な見通しが明確でないことに加え、削減・吸収手段に関する多くの技術的要素がなお検討途上にあることから、市場の将来の有様には本質的な不確実性が残る。排出枠の需要および価格は、政府が導入する産業別目標、ベンチマーク、価格設定、バンキングのルールに加え、日本の経済成長動向に大きく左右されることになる。

今後、制度がどのように展開していく可能性があるのかを把握するため、本章では 2035 年までの期間を対象として、三つの代表的なシナリオを提示する。これらのシナリオは、経済活動、技術進歩、企業の削減行動、政策実施の速度等に関する合理的な前提の下で生じ得る市場の反応の違いを示すことを目的としている。

シナリオを簡潔に整理するため、本分析では、市場が適切に機能し、現行ルールの下で無期限に認められている排出枠のバンキングが過度に積み上がることによって、市場における取引可能な排出枠が不足する事態は生じないものと仮定する。また、各シナリオにおいては、将来的に削減がより困難かつ高コストとなる 2030 年代半ばに向けて、GX-ETS において重要な役割を果たすと見込まれる JCM および J-クレジットの需要に対し、各シナリオがどのような影響を及ぼし得るかについても評価を試みる。

これらのシナリオは予測として捉えるべきものではなく、あくまで簡素化した前提に基づき、さまざまな選択肢の検討や将来生じ得る課題や機会の把握を目的として参考として提示している点を申し添える。また、こうした前提を踏まえて参考にしていただきたい。

GX-ETSは、まだ端緒にすぎず、制度の今後の発展は、政策や国内外の経済動向に影響される可能性がある。

GX-ETS の将来像の整理:

	シナリオ1 供給過剰	シナリオ2 需給均衡	シナリオ3 供給不足
排出枠割当	供給過剰	妥当	供給不足
排出枠の市場価格	取引可能下限に近い	上下限幅の間あたり	取引可能上限に近い
特徴	排出枠割当量が産業部門における費用効率的な削減可能性を上回った結果、多量の余剰排出枠が市場に滞留することとなる。	割当水準は過度に厳格ではなく、多くの事業者は目標に沿って削減を進め、排出枠の平均価格(上限価格と下限価格の範囲内で推移)よりも低廉な場合に限りオフセットを活用することになる。	割当水準は厳格であり、コンプライアンス事業者が自らの排出目標を達成することは容易ではない。この結果、市場では排出枠が不足し、オフセットに対する需要が高まる。
JCMクレジット、J-クレジットへの需要	低	中程度	高
クレジット価格	取引可能下限に近い	上下限幅の間あたり	上限価格×110%に近い。
Comments	バンキングに対する制限がなく、排出目標も過度に緩やかな場合、事業者が市場に参加するインセンティブは弱い。この結果、流動性の低下、価格の透明性の欠如、排出枠の長期的な供給過剰、さらには気候目標の未達につながるおそれがある。オフセット需要はほぼ生じず、価格は低下し、プロジェクト開発のインセンティブが損なわれ、長期的には供給面での負の影響を及ぼす可能性がある。	需給が均衡し、国内外における排出削減が最小限のコストで効果的に促される理想的なシナリオといえる。	オフセット価格が上限付近で推移する場合、JCM や J-クレジットのプロジェクト開発者にとってのインセンティブは比較的高くなる。一方で、排出目標が厳しすぎると、適格オフセットを用いても企業が目標を達成できないおそれがある。このシナリオでは、海外での排出削減への依存が高まり、コンプライアンスコストの上昇により、制度運営上の課題が生じる可能性がある。

検討事項と考慮点

1. 排出枠の割当

上記の各シナリオが示すとおり、GX-ETS 市場の動向を左右する主要な要素は、排出枠の厳しさと割当水準が、事業者の費用効率的な削減機会や日本の経済成長との程度整合するかである。温室効果ガス排出量は、これまで産業活動の変動と密接に関連してきたため、高い経済成長が続く場合には、排出枠が不足し、コンプライアンス達成のためにプロジェクト型クレジットへの依存が高まる可能性がある。よって、NDC を確実に達成するためには、排出量を経済成長から明確に切り離すことが重要となる。

排出量取引制度は一概に政策的な要素が大きく、気候変動対策への国際的な動きや地政学的な状況によって、GX-ETS の目標水準が将来どの程度厳しくなるかは影響を受ける可能性がある。初期の無償割当は、制度導入初期の状況を踏まえて控えめな水準から始まると見込まれている。

制度の成熟に伴い、2033 年には有償割当(オークション)への移行が始まると想定されており、これは市場価格や排出量の動向に大きな影響を与える可能性がある。オークションが導入されれば、その収入をどのように活用し、排出集約度が高く国際競争にさらされる産業(EITE)を支援しつつ、グリーン競争力を高めていくかが重要となる。

2. 上下限価格

初期段階では、2026 年度の下限 1,700 円、上限 4,300 円という価格帯の中で価格が推移し、年 3% の上昇幅に収まることになる。

上下限価格の導入は、制度初期の市場の安定性や信頼性を確保するうえで一定の合理性がある。一方で、長期的な効率性という観点では、需給に基づく透明な市場価格の形成も効果的であることが経験則的に示されている。市場メカニズムを通じた価格形成が可能になれば、市場参加者は資金を適切に配分し、リスクを管理し、長期的な排出削減の道筋に沿った気候対策への投資を進めることができ、効率的に価格変動や不確実性を抑えることにもつながる。

2026 年度の上限価格は、多くの JCM クレジットや J-クレジットの価格より低く設定されているため、市場の初期段階ではオフセット需要が限定的になる可能性がある。ただし、排出枠がより厳しくなる、あるいは上下限価格の幅が拡大する場合には、市場の動きが大きく変わる可能性がある。

また、Carbon Dioxide Removal(CDR)など、価格の高いクレジット類型については、GX-ETS から生じる需要はごく小さいと見込まれる。

3. バンキングと取引に関するルール

市場では、一時的に排出枠が不足しているように見える状況が生じる可能性がある。これは、削減義務を負う企業が排出枠を取引に出さず、将来に備えて繰り越し(バンキング)することが要因となり得る。バンキングの運用が適切に行われなかったことで、市場の流動性や価格形成に影響を与えた事例が、他の排出量取引制度でも確認されている。このため、バンキングの期間や量に関する規則については、慎重な検討が必要になるものと考ええる。

価格の透明性と流動性を高めるうえでは、取引主体の役割も重要となる。金融機関、ブローカー、トレーディングデスクといった専門的な仲介者は、需要と供給を集約し、市場に継続的に売買注文を提示することで、価格形成を下支えする役割を果たす。市場が段階的かつ管理された形で発展する場合であっても、こうした活動は市場の厚みを増し、取引コストを抑え、削減義務を負う企業がリスクを管理しつつ効率的にポジション調整を行ううえで一定の効果をもたらす可能性がある。

時間の経過とともに市場開放が段階的に進む場合でも、活発な取引主体の存在は、より堅固で透明性が高く、投資可能性のある排出量取引制度の形成に寄与し得るものであり、効率的な市場運営や長期的な削減インセンティブの確保にもつながり得る。

現物取引に加え、十分に成熟した市場が実現した場合には、先物を含むデリバティブ取引が価格形成を促し、削減義務を負う企業が将来のコンプライアンスや投資に伴うリスクを管理するうえで有用となり得る。先物取引から得られるフォワードカーブは、市場参加者が削減行動や投資判断を行う際の参考となる。また、デリバティブ取引は金融機関や取引主体の参加を促し、市場の流動性を高める効果もあり得る。一例をあげれば、EU ETS では、2025 年時点で先物取引が全 EUA 取引量の約 89% を占め、現物取引やオークションは残りの 11% にとどまっていた。

4. リーケージと競争力の論点

GX-ETS が成熟し、炭素価格が上昇していくにつれて、排出リーケージや生産移転のリスクはより重要な論点となる。こうした中、EU が導入したカーボン国境調整メカニズム(CBAM)は、2026 年 1 月 1 日に本格運用段階へ移行し、輸入品の排出原単位に応じて費用負担を求めるという意味で、世界で初めて全面的に稼働する国境炭素調整措置となった。対象分野・商品には、鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、水素などが含まれている。

さらに、英国、カナダ、米国、オーストラリア、トルコなど、複数の国が独自の CBAM 導入を検討しており、「炭素関税」を巡る国際的な動向は、今後さらに広がる可能性がある。

並行して、カーボンプライシングの整合性やカーボン市場連携に関する新たな構想も各国で生まれており、ブラジルで開催された COP30 では、コンプライアンス市場を対象とした「Open Coalition on Compliance Carbon Markets」が立ち上がった。こうした国際的な動きが広がる中で、日本の炭素価格が徐々に有意な水準として形成され、主要な貿易相手国との価格差が拡大する場合には、国境炭素調整措置の検討がより重要性を増す可能性がある。

そのため、日本政府としても、この分野における国際的な議論や制度設計の進展を注視しつつ、必要に応じて、国内の炭素集約型産業の競争力を確保し、GX-ETS の環境的十全性を維持する観点から、こうした手法の実現可能性を検討することが適切と考えられる。

5. JCM および J-クレジットの供給量

GX-ETS におけるコンプライアンス需要が拡大し、価格が時間の経過とともに上昇していく場合には、プロジェクト型で創出される JCM クレジットおよび J-クレジットの供給量に対する需要は、今後さらに重要性を増す可能性が高い。

第4章で述べたとおり、国内の J-クレジット供給量は今後も緩やかな拡大が続くと見込まれるものの、利用可能な土地の制約、対象となるプロジェクト種類の限定性、追加性・リーケージ・永続性といった要件に関する方法論の厳格化などにより、一定の影響を受ける可能性がある。こうした中で、方法論の更新、プロセスの効率化、対象プロジェクト種類の拡大などを通じて J-クレジットの供給量を拡大するための取り組みは、将来逼迫が起こる可能性もある需給状況に備える上で有効となり得る。

また、その一方、JCM クレジットの供給量には、パートナー国における気候変動対策の強化、高品質な削減・除去プロジェクトを対象とする方法論の拡充、さらには民間主導型 JCM の創設といった要素に支えられ、長期的な潜在力があると考えられる。他方で、JCM には、ホスト国からパリ協定6条に基づく必要な承認および対応調整を確実に取得することなど、供給量の拡大に向けた固有の課題も存在する。

GX-ETS の下で JCM クレジットを有効な選択肢として位置づけるためには、官民双方のリソースを活用しつつ、JCM の開発プロセスの効率化、クレジット発行の迅速化、ホスト国政府への能力構築支援の強化、新たなパートナー国の開拓などを進めることが欠かせない。これらの取り組みは、供給量の拡大やクレジットコストの低減にも寄与し得る。

もっとも、JCM の供給量拡大に利用可能な官民のリソースには限りがあるため、ある段階では、特定のパートナー国やプロジェクト類型に重点的にリソースを配分する必要性が生じる可能性も否定できない。また、プロジェクト開発や供給量の動向は、GX-ETS における価格水準に大きく左右されると見込まれる。このため、JCM の関係者は、GX-ETS 市場における将来の価格動向を注視する必要がある。

また、2030年以降におけるパリ協定6条クレジットの「繰越し」に関するルールにも注意が必要である。パリ協定の規定上、IT-MOs は、例えば 2030 年以前に発行されたものを次期 NDC 期間に繰り越して使用することが認められていないため、第1フェーズの終了が近づくにつれて価格の急落が生じるリスクがある。こうしたルールについては、市場参加者が不意を突かれることのないよう、政府からの明確なメッセージ発信や情報提供が必要となる可能性がある。

6. 既存の市場インフラの有効利用による JCM の推進

既存の市場インフラを有効に活用することは、高い十全性を備えたオフセット用クレジットの GX-ETS 向け供給拡大を加速させる上で有用となり得る。カーボン・レーティング機関、独立したクレジット認証プログラム、検証機関といった既存のプラットフォームは、すでに成熟した評価枠組み、デューデリジェンス手続、投資家からの信頼を有している。これらの機能を、適切な範囲で、JCM を通じて、あるいは独立して取り込むことにより、行政的負担の軽減、透明性の向上、そしてプロジェクト開発者による市場の円滑な活用が期待される。

第3.8章で述べたとおり、既存の市場インフラ、すなわち既存のプラットフォームを活用することにより、JCM の効果を拡大するための複数の機会が存在する。ボランタリーカーボンマーケットには、高い十全性を備えた JCM 供給の拡大、プロジェクト開発者に対する機会の拡大、さらには国際市場の流動性向上に活用し得る知見と経験が蓄積されている。他方で、UNFCCC の下でパリ協定6.4条クレジットメカニズム (PACM) が運用開始されることに伴い、JCM と PACM の比較や整合の可能性を検討するための機会が新たに生じる。

カーボン・レーティングプラットフォームの役割については、単一かつ統一的な価格形成を原則とするコンプライアンス型排出量取引制度において、その重要性をどの程度認めるべきかについて依然として見解の相違がある。他方で、プロジェクトベースのカーボンクレジット市場においては、レーティングプラットフォームが重要な役割を果たし得る余地がある。レーティングプラットフォームは、特にクレジット発行前の段階で、プロジェクトが環境十全性の基準を満たす可能性を評価できることから、クレジット開発の十全性と整合性を強化する上で補完的な役割を果たし得る。

既存の市場インフラを活用するか否かの判断は、最終的には関係省庁に委ねられる。一方、JCM の本格的な拡大がステークホルダー全体の利益に資するという点から、JCM の基本原則を損なうことのない範囲で、既存のインフラを有効に活用する方策を検討することが望ましい。

7. 企業のボランタリーカーボンクレジット利用に関する指針の明確化

少なからぬ日本企業は、コンプライアンス市場に加え、SBTi を含む自主的なネットゼロ目標を設定している。こうした自主的な気候変動対策および高い十全性を備えたカーボンクレジットの利用に関しては、企業側において、ボランタリーカーボンクレジット利用に関する考え方や、企業がどのような主張を行い得るかについて一定の整理を求める声が存在する。ボランタリークレジットは本質的に民間企業のアジェンダであるものの、こうした問題意識を企業が政府に伝えていくことには一定の意義がある。市場に対する信頼醸成を図る観点からは、IETA、VCM、Coalition to Grow Carbon Markets が既に策定している指針を参照することには一定の価値がある。

06 結論

日本は現在、気候変動への対応において重要な転換点に立っている。本年、GX排出量取引制度(GX-ETS)が義務化フェーズへ移行することにより、日本はこれまで数十年にわたり続けてきた自主的な取組から、法的拘束力を伴う大規模なコンプライアンス型カーボン市場へと移行しつつある。この制度は、国内排出量の約60%を対象とする見込みであり、日本を排出量取引およびパリ協定第6条の実施における世界的なリーダーへと位置付けるものとなる。

結論

日本は、気候変動対策の重要な局面を迎えている。2026年度、GX-ETS が法的拘束力のある制度として稼働を開始し、これまで数十年にわたって行われてきた国内の気候政策は、大規模なコンプライアンス型カーボン市場へと移行することとなった。GX-ETS は国全体の排出量の約六割を対象とするものであり、日本が排出量取引およびパリ協定6条の実施において国際的な主導的役割を果たす基盤となる。

本稿で示した分析は、今後の大きな機会と、同時に直面し得る実質的な課題の双方を明らかにしている。これまで日本が CD-M、JCM、そしてパリ協定6条を通じて国際的なカーボン市場に関与してきた経緯を整理するとともに、新たなコンプライアンス市場である GX-ETS の制度設計や、市場におけるオフセットとしての J-クレジットの重要性と役割についても検討した。

さらに、三つの主要なシナリオを通じて、GX-ETS の将来像が、排出枠の厳格性、経済成長、技術進展、政策実施の速度といった要素の相互作用によってどのように形づくられ得るかを、特に海外の市場参加者に少しでも示すことができたとすれば、望外の幸甚である。

稿で得られた主な示唆

GX-ETS は強固な基盤の上に立ち上がるものの、その長期的な実効性は、今後の制度設計および運用において行われるであろう重要な選択に左右される。排出枠の配分は依然として最も重要な要素の一つであり、目標が過度に緩やかであれば市場の供給過剰や削減インセンティブの弱体化を招く一方、十分なオフセット供給がないまま過度に厳格な目標を設定すれば、遵守の困難化や企業の反発を引き起こす可能性がある。2033 年から段階的に導入されるオークションへの移行は、制度上の大きな転換点であり、とりわけ排出集約度が高く国際競争にさらされる産業 (EITE) への対応を含め、慎重な運用が求められる。

短期的には、上下限価格の設定は、市場の過度な変動を抑制し、安定性や投資判断の予見可能性を確保するうえで重要な役割を担う。一方、時間の経過とともに、価格形成をどの程度まで需給に基づく市場メカニズムに慎重に委ねていくことが可能かについても、検討してゆく価値がある。バンキングは柔軟性を提供する一方で、過度な排出枠の繰越が市場流動性を損なうことを避けるため、今後一定の規制が求められる可能性がある。さらに、他の成熟した市場の経験を踏まえつつ、先物やデリバティブ

我々国際排出量取引協会 (IETA) としては、日本がこの取組を推進するにあたり、会員企業が有する専門性、ネットワーク、国際的な視点を総動員し、気候と経済の双方に資する、信頼性が高く効率的で、野心度の高いカーボン市場の構築にお役に立てればと強く願っている。

本稿に関するお問合せは、以下までお願いいたします:

Björn Fondén
International Policy Manager – APAC 主管
fonden@ieta.org

Manabu Kido
日本代表
kido@ieta.org

市場を徐々に導入することで、リスクヘッジや長期的な投資シグナルを可能にするための、将来的に重要な機能を付加することができる。

供給面では、J-クレジットと JCM クレジットの双方が、国内での自前の削減機会が徐々に限定される中で、費用効率的にコンプライアンスを果たしていくうえで重要な役割を担うものと考えられる。国内の J-クレジット供給には構造的な制約が存在する一方、JCM は長期的な潜在力を有しているが、パリ協定6条の下での二国間の認可、方法論の拡充、民間部門の関与といった課題に対する着実かつ前広な対応が前提となる。既存の市場インフラを活用しつつ、独立したクレジット認証機関のリソース活用の可能性を検討することは、十全性を損なうことなく供給拡大を図るうえで一つの選択肢となり得る。

一方、GX-ETS が 2024 年からの試行段階を経て、2026 年度をもって本格的な運用段階へ移行するにあたり、実質的な国内の取組が始まることとなる。産業界が脱炭素化、計画策定、リスク管理を進めるための手段を整備し、クレジット供給の拡大と効率化を図り、競争力を維持しつつ日本のグリーンランジションを支えるために必要な能力を構築していくには、公的主体と民間部門が継続的に協働する取組が求められる。今後の数年間は、アカデミアや民間部門を含む多様な主体が緊密に連携し、十全性が高く効率的な市場として GX-ETS を育てていくことが重要となる。適切に運用されれば、GX-ETS は日本の気候目標の達成を後押しする基盤となるとともに、アジア太平洋地域を含むより広範なカーボン市場の発展に資するモデルとなる可能性がある。





日本のGX排出量取引制度(GX-ETS)は、目標から実行への決定的な転換を示すものであり、気候変動に関するコミットメントを実効性のある大規模カーボン市場へと具現化するものである。その成否は、規律ある制度設計、信頼性の高い価格シグナルの確立、そして競争力を維持しつつ高い十全性を備えたクレジット供給を拡大できるかにかかっている。適切に運用されれば、GX-ETSは日本の脱炭素化を加速させるのみならず、カーボン市場が実体経済全体の変革をどのように促進し得るかを示すベンチマークとなるであろう。



日本におけるカーボン市場と排出量取引：

グリーン トランスフォーメーション (GX)の推進

参考文献・注

1. JRC「政策のための科学報告書：世界各国の温室効果ガス排出量」p.11 https://edgar.jrc.ec.europa.eu/report_2025
2. 2023年度 温室効果ガス排出・吸収量(詳細) 環境省(MOEU): <https://www.env.go.jp/content/000310279.pdf>
3. 2023年度エネルギー需給実績(確報)2025年4月25日 資源エネルギー庁(ANRE): https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/pdf/gaiyou2023fykaku.pdf
4. 第7次エネルギー基本計画(2025年2月) 資源エネルギー庁: https://www.enecho.meti.go.jp/en/category/others/basic_plan/pdf/7th_outline.pdf
5. 日本の国別削減目標(NDC): <https://unfccc.int/sites/default/files/2025-02/Japans%202035-2040%20NDC.pdf>
6. 国立環境研究所(NIES) 温室効果ガスデータ: <https://www.nies.go.jp/gio/en/archive/ghgdata/index.html> 「GX実現に向けた基本方針」閣議決定(2023年2月10日): <https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230728002/20230728002.html>
7. 「GX実現に向けた基本方針」閣議決定(2023年2月10日): <https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230728002/20230728002.html>
8. 同上(GX推進戦略関連資料) <https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230728002/20230728002.html>
9. 経済産業省(METI)GX政策概要: https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html 「GX実現に向けた基本方針」(閣議決定、2023年2月10日): https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition/pathways_to_green_transformation.pdf
10. GX戦略(METI資料): https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition/pathways_to_green_transformation.pdf 「分野別投資戦略」(2023年12月22日): https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaiji/pdf/kihon1222.pdf あわせて、経済産業省GX特設ページ: https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html
11. 「GX実現に向けた基本方針」(閣議決定、2023年2月10日): https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition/pathways_to_green_transformation.pdf
12. METI 排出量取引制度(ETS)設計方針: https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/001_03_00.pdf
13. 産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会 第10回配付資料2、4頁「成長志向型カーボンプライシング構想」(2023年2月2日): https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/pdf/010_02_00.pdf
14. 「分野別投資戦略」(2023年12月22日): https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaiji/pdf/kihon1222.pdf あわせて、経済産業省GX特設ページ: https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html
15. GXリーグ公式サイト: <https://gx-league.go.jp/>
16. 経済産業省 2024年3月27日付プレスリリース: <https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240327003/20240327003.html>
17. 経済産業省 排出量取引制度(ETS)設計方針: https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/001_03_00.pdf
18. Science Based Targets initiative(2026) 企業の気候行動のモメンタムが高まり、SBTiにおける検証済み目標を有する企業数が1万社に到達 <https://sciencebasedtargets.org/news/sbti-celebrates-10000-company-validations>
19. カーボンプライシング専門ワーキンググループ: https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaiji/carbon_pricing_wg/kaisai.html
20. GX実行会議 カーボンプライシング専門ワーキンググループ 第5回資料 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaiji/carbon_pricing_wg/dai5/siryu2.pdf
21. e-Gov法令検索 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(GX推進法): https://laws.e-gov.go.jp/law/505AC0000000032/20260401_507AC0000000052#Mp-Ch_4-Se_2
22. 経済産業省 排出量取引制度小委員会: https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/index.html
23. 経済産業省 排出量取引制度小委員会 第6回(2025年12月9日)資料: https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/006_03_00.pdf
24. GX推進機構 カーボントレード関連ページ <https://www.gxa.go.jp/carbon-trade-levy/>
25. 排出量取引制度関連資料(2025年12月19日) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/20251219_2.pdf
26. METI ETS設計方針: https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/001_03_00.pdf

27. カーボンプライシング専門家会合(第5回): https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/carbon_pricing_wg/dai5/index.html
28. 外務省 COP3(京都会議)小勝津一久・水野雄二「CDMの原理と現状」(IGES): https://www.jstage.jst.go.jp/article/mcw-mr/20/4/20_149/_pdf/-char/ja
29. Kainou, K.(2021)RIETI論文: https://www.rieti.go.jp/en/columns/a01_0659.html#:~:text=ln%20case%20of%20Japan%2C%20as,government%20would%20not%20pur
30. BOCM(JCMの前身)は2010年に日本が提案(IGES, 2012) 二宮祐也「BOCMの開発と実装」
31. JCMモデル事業(資金支援プログラム)に関する事例
32. JCM公式サイト <https://www.jcm.go.jp/>
33. JCM クレジット発行情報; <https://www.jcm.go.jp/projects/issues>
34. 環境省 COP26関連資料 <https://www.env.go.jp/annai/kaiken/files/r04/cop26%206jou.pdf> & <https://www.env.go.jp/press//110916.html>
35. OECC JCMカーボン市場ニュースレター https://www.oecc.or.jp/JCM_CarbonMarket/index_CarbonMarket.html
36. JCM公式サイトを基に個別確認により作成 (<https://www.jcm.go.jp/>).
37. 環境省関連発表およびJCM推進・活用会議資料 <https://www.env.go.jp/press/110430.html> & https://www.env.go.jp/earth/Establishment%20of%20the%20JCM%20Promotion%20and%20Utilization%20Council_20220401.pdf
38. 日本政府は、JCMによる排出削減・吸収量を、パリ協定第6条2項の指針(Decision 2/CMA.3)に基づき、日本の削減実績として適切に計上するとしている
39. JCM推進・活用会議の設立 https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/jcm/pdf/en_JCM_Promotion_and_Utilization_Council.pdf
40. 民間主導JCMプロジェクト形成ガイドラインProject Idea Note(PIN)ガイドライン(2025年12月9日 JCMA)JCM適用基準 https://gec.jp/jcm/agency/JCM_application_criteria_en.pdf
41. 日本政府「JCMの最近の動向」(2023年11月)202311_JCM_goj_eng.pdf
42. JCM推進・活用会議(2022) 二国間クレジット制度に係る相当調整手続 2025年3月31日改訂) <https://www.env.go.jp/content/000060562.pdf>
43. JCM公式サイト<https://www.jcm.go.jp/methodologies/all>
44. JCM公式サイト 方法論検索(詳細検索)https://www.jcm.go.jp/methodologies/advanced_all
45. 経済産業省(METI)、塩見K., 2023年 <https://www.jogmec.go.jp/content/300382142.pdf>
46. 各JCMパートナー国の「Joint Crediting Mechanism Guidelines for Designation as a Third-Party Entity」参照 https://www.jcm.go.jp/rules_and_guidelines
47. JCM方法論ガイドブック 5頁<https://www.iges.or.jp/pub/jcm-methodology-guidebook/ja>
48. JCMの概要と最新動向(公開資料)[https://gec.jp/jcm/agency/%E3%80%90%E5%85%AC%E9%96%8B%E3%80%91JCM%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81%E3%81%A8%E6%9C%80%E6%96%B0%E5%8B%95%E5%90%91\(%E6%8A%9C%E7%B2%8B\)_20251212.pdf](https://gec.jp/jcm/agency/%E3%80%90%E5%85%AC%E9%96%8B%E3%80%91JCM%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81%E3%81%A8%E6%9C%80%E6%96%B0%E5%8B%95%E5%90%91(%E6%8A%9C%E7%B2%8B)_20251212.pdf)
49. 「地球温暖化対策計画」214頁「62. J-クレジット制度の活性化」<https://www.env.go.jp/content/000249336.pdf>
50. J-クレジット公式サイト、J-クレジット発行実績 2025年3月11日時点) 2025年12月15日取得 <https://japancredit.go.jp/credit/> on December 15, 2025.
51. J-クレジット公式サイト、無効化実績(2025年3月11日時点。旧国内クレジットおよびJ-VERクレジットの無効化を含む) 2025年12月15日取得 https://japancredit.go.jp/data/pdf/credit_002.pdf on December 15, 2025.
52. <https://criepi.denken.or.jp/jp/serc/research/publications/view?indexId=1686>
53. J-クレジット公式サイト、J-クレジット発行実績(2025年3月11日時点) 2025年12月15日取得 <https://japancredit.go.jp/credit/> on December 15, 2025.
54. 東京証券取引所 JPXカーボン・クレジット市場ページ 日報(2025年10月29日時点) 2025年10月29日取得 <https://www.jpjx.co.jp/equities/carbon-credit/daily/index.html> on October 29, 2025.
55. Veyt, “2025 EU ETS Year in Review”; Nordeng, A. <https://veyt.com/2025-eu-ets-year-in-review-turnover-reaches-all-time-high/>
56. IETA (2025): Global Reactions To The EU CBAM <https://www.ieta.org/global-reactions-to-the-eu-cbam-2025-report>



IETA

Headquarters
Grand-Rue 11
CH-1204 Genève
Switzerland
+41 22 737 05 00

Brussels
Rue du Commerce
Handelsstraat 123
1000 Brussels
Belgium
+32 289 55 747

Washington
1001 Pennsylvania Ave. NW
Suite 7117
Washington, DC 20004
+1 470 222 IETA (4382)

Toronto
180 John Street
Toronto, ON
M5T 1X5

Singapore
The Great Room,
63 Robinson Road,
Afro-Asia, Level 6, 7 and 8,
Singapore 068894

IETA also has
representation in:
Argentina, Brazil,
China, Colombia, India,
Indonesia, Italy, Japan,
South Africa and UK.

ieta.org